資

料

## |〇二三年度熊本大学法学部研究教育振興会主催

シンポジウム

「死体遺棄事件最高裁判決をめぐって」

熊本大学大学院人文社会科学研究部

(法学系) 教授

熊本県弁護士会弁護士

尚

田 行

雄

黒 大

石

貴

大 洋

熊本大学大学院人文社会科学研究部

(法学系) 教授

内

熊本大学大学院人文社会科学研究部

(法学系) 准教授

平

谷

海

熊本大学大学院人文社会科学研究部

(法学系) 准教授

尚

本

洋

(熊本法学160号 '24)

熊本県内で発生し、岡本:こんにちは、

第一審、第二審で有罪判決が出た死体遺棄最高裁判所は、二〇二三年三月二十四日、

で、澁谷先生のゼミで学ばれた石黒弁護士が主任弁護人としてした、つまりここにいらっしゃる多くの皆さんにとっての先輩件は熊本で起こったというだけでなく、熊本大学法学部を卒業けです。このように非常に珍しいケースなわけですが、この事

関わっていらっしゃるという事件でもあります。

思います。 りの順でご登壇いただき、その後質疑応答をして、終わりたいと こいただき、その後に刑法関係の澁谷先生、内藤先生、岡田先生

学部出身の石黒先生に事件の弁護活動及び概要についてお話しその事件において主任弁護人として当事件に関与された本学法事件につき、無罪判決を言い渡しました。本シンポジウムは、

説明がございます。よろしくお願いいたします。 最初に、シンポジウムの趣旨につきまして、岡田先生からご

このように、熊本大学法学部に大変ご縁のある弁護士さんがこの事件の主任弁護人を務めていらっしゃるということもあこの事件の主任弁護人を務めていらっしゃるということもあて刑事法に関わる検討を加えて、この検討の成果というのを世て刑事法に関わる検討を加えて、この検討の成果というのを世て刑事法に関わる検討を加えて、この検討の成果というのを世て刑事法に関わる検討を加えて、この検討の成果というのを世て刑事法に関わる検討を加えて、この検討の成果ということもあ五頂く、という形になった次第です。今日ご参加の、特に学部方頂く、という形になった次第です。

四田:みなさんこんにちは。熊本大学法学部の岡田と申しまい、何年に一回しかない事件が、ここ熊本で起こったというわい、何年に一回しかない事件が、ここ熊本で起こったというシオ。本日は、「死体遺棄事件最高裁判決をめぐって」というシナ。本日は、「死体遺棄事件最高裁判決をめぐって」というシナ。本日は、「死体遺棄事件最高裁判決をめぐって」というシナ。本日は、「死体遺棄事件最高裁判決をめぐって」というシナ。本日は、「死体遺棄事件最高裁判決をめぐって」というシナ。本日は、「死体遺棄事件最高裁判決をめぐって」というシナ。本日は、「死体遺棄事件最高裁判決をめぐって」というシナ。本日は、「死体遺棄事件最高裁判決をめぐって」というシナのは実はそんなに多くないそうでして、マスメディアの方に聞いた話だと、戦後二十数件しかない、つまり年に一度もない。何年に一回しかない事件が、ここ熊本で起こったというわい、何年に一回しかない事件が、ここ熊本で起こったというわい、何年に一回しかない事件が、ここ熊本で起こったというわい。

**岡本**:岡田先生ありがとうございました。それでは、続きまし

て石黒先生からご報告いただきます。

人になった女性は、ここにいる皆さんと同世代、同い年に近いす。先ほど岡田先生からお話があった通り、熊本において被告県弁護士会に所属しております、弁護士の石黒大貴と申しま石黒:みなさんこんにちは。只今ご紹介いただきました、熊本

進もうとも、

その経験は大事になるので、

最大限フル活用して

コロナが落ち着いた…といっていいのか分かりま

体遺棄事件につき、

テーマとして、今年の三月二十四日、

もいただいています。 修演習Ⅱとあるように、

な経験ができるチャンスは眠っているし、どんなキャリアに

しいです。

われたという事案になります。 が死体遺棄罪という、 きずに妊娠、そして出産して死産された、その時の彼女の行動 た国から、労働者、技能実習生として来日し、だれにも相談で くらいの人です。 しかも、ベトナムという、 刑法一九〇条に規定されている犯罪に問 日本から遠く離れ

私は、平成二六年に熊本大学法学部を卒業しております。

することができるので、ぜひ熊本大学法学部にいる皆さん、 に熊本大学の授業料を払いながら一年間行けるというところが 授業料が高く、 皆さんが他の国の大学に行くとき、例えばアメリカだとすごく ア州にあるパシフィック大学に、交換留学として約一年間行か 二年生の時は、当時まだ提携のあったアメリカのカリフォルニ 出しできるのであればいろいろ学ばれた方がいいと思います。 ませんけれども…。皆さんも、ぜひひとつのゼミに限らず、 習ⅠとⅡが澁谷先生の刑法ゼミでした。ほかの先生のゼミにも 年生の時に基礎演習Ⅰが澁谷先生、 せていただきました。この交換留学のメリットとして、 遊びに行っていました。それを副ゼミといっていいのか分かり ります。法学部の皆さんであれば、 法学準備コースの授業に参加するという貴重な経験を 年間三百万円とかするので、そのようなところ 基礎演習Ⅱが岡田先生、 アメリカには法学部がな 実際に 顔 演

> 話をしました。 レンジしていただければな、ということで、少し先輩としてお せんけれども、いろんな所に行けるようになったから、ぜひチャ

ばな、と思って、今このような外国人の方の労働事件を中 件についてしっかりと司法のリーガルサービスをご提供できれ すけれども、私自身弁護士として自分のできることを果たして だったり、交通事故、刑事事件、相続だったりを扱います。 今が七十六期なので、弁護士六年目ということになります。 れども、私は七○期で、司法試験に受かると司法修習があ があって、何期かで弁護士として何年目なのかわかるんですけ こで二年間学びまして、二〇一六年に司法試験に合格して、二 権利擁護の団体に所属したりもしています。スライドに法学特 るのかな、と思っていたのが、外国人の方が当事者になっ いきたいなという気持ちがあり、どのようなフィールドでや ○一七年に弁護士登録をしました。弁護士には「期」というの んな事件を担当しております。 私は普段、裁判所などがある京町の事務所で働いており、 卒業後は神戸大学のロースクールに進学をいたしました。 労働問題だったり、 色

のような経歴になっているんですけれども、 最高裁が無罪判決を言い渡したということ 法曹コースの皆さんにお話をする機会 技能実習生の孤立死産死 今日 お話する

うてしまっていいのか、という事例だと思っております。 れ日本人は好きだと思うのですが、自己責任という言葉だけで い問題なのか、というところと、自己責任という言葉、 にあるかもしれません。ただ、果たしてそれだけで片付けてい て出産しなかったの?と思う方もいらっしゃるかもしれませ 相談しなかったの?と疑問に思う方もいらっしゃるでしょう こにいる学生の皆さんも、事件の表層だけ見れば、なぜ周りに 皆さんよく見られると思いますが、ヤフーニュースなどのコメ れども、どういう背景がこの事件にあるのかも踏まえて考えて が無罪判決を言い渡したのか、というところも大事なんですけ 一人の女性を追い詰めるような形になって、最終的に犯罪に問 ん。今の日本社会のおそらく多数派の人たちは、そう思う傾向 ント欄でバッシングのコメントがいっぱいあったりします。 いただきたいと思います。特にこの事件が報道された時には ということで、この事件を私が受任するまでの話を少し遡っ おなかに命を宿しているのであれば、どうして責任をもっ なぜ、一審二審が有罪判決を出したにもかかわらず最高裁 われわ

でもあるんですけど、

ハリウッドで映画プロデューサーになるんだと平気で ハリウッド映画がすごく好きで、

そういうこともなくなって、

いったい何をすべきなのか

と、アメリカで仕事がしたかったんですね。ミーハーなところ 半々くらいの気持ちだったんですね。もう五○%は何かという てお話します。私がなぜアメリカに行きたかったかというと、 最初はそこまで弁護士になりたいと当時は思っていなかった、 中学生 同級生にいたりもしたので、相当劣等感を感じて目標を失って 入ったときに降りかかってきて、司法試験一位で合格した人が りすると、何となく今まで自分がいた世界と違うと思ったりす できる学生さんがたくさんいたんですね。皆さん、なんとなく なって、段々五○%だったものが六○%、七○%となっていっ に留学をして、法学という学問の面白さもすごく感じるように 験をしていると、自分の中の興味関心は変わっていくし、 校を経て、熊本大学に入学して、色んな人と出会って色んな経 験の受験資格を得て、アメリカの弁護士資格を取るということ 資格を取って、それでアメリカに一年くらい留学して、司 士資格をとる一番時間のかからない方法は、まず母国で弁 持っている、でも私は日本人だ、日本人の私がアメリカで弁護 思っていました。そうすると、プロデューサーは弁護士資格を しまったというか、自分が例えばこれからエンターテインメン 大に来て、熊大の中でもさらに成績がいい学生さんに相対した 気持ちはわかるかもしれないんですが、高校で成績が良くて能 たのですが、いざ神戸大に行くと、当たり前ですが、自分より たのですが、熊本大学で充実した毎日を送っていたつもりだっ たということになります。そして神戸大学ロースクールに行っ でした。そうすると、弁護士は一番最初のスタートだから、高 ると思います。その感覚がまさに私は神戸のロースクールに 法というフィールドや知的財産の関係で活躍したいと思って

(熊本法学160号 '24)

訳 ろから始まるじゃないですか。 ですが、熊本でシンハラ語の通訳さんを見つけるのってすごい を提起することになりまして、 が一切払われてないと、そういう事件でした。そこで労働審判 というと、詳細は避けますが、あるスリランカ料理店で残業代 がスリランカ料理店の労働審判事件でした。どういった事件か 在意義って何だろうとか、そういう思いもあったりしたんです 判だったりとか、 があります。その過程の中で、 うと思い、入所したということになります。 彼に出会うことで自分の悩みがちっぽけなものにも感じて、 ですから、残業代ってシンハラ語でなんて言うのっていうとこ 大変なんですよね。シンハラ語から日本語、 んですね。実際にスリランカはシンハラ語という言語になるん のご相談やご案件をきちんと受けてやっていくのも一つの ね。自分の留学した経験などを活かして、 士会事件など、たくさんの事件があります。そこで、 分の最初のキャリアとして、所長の板井俊介弁護士の下で働こ っていうジャンルで申し上げれば、 ではないかと漠然と思っていました。そんな中で出会ったの がたいことに色んな事件が来る事務所で、 『憲法判例百選』にも載っている南九州 すごく難しい。 その中で気づいたことがあった 水俣病の裁判やハンセン病の裁 本当に少数言語の話者で 外国からいらした方 うち しかも、 四十年以上 だから、 の事務所はあ 自分の存 労働審判 司法通 の 形な 税理 歴史

は、

0)

名簿の作成とかそういったところから始めたりもしました。 訳の方を確保していくのか、というところからスタートしなけ は、きちんとやるべきだ、という意識をもって、協力通訳 ものを作れていなかったので、私が問題意識を感じ取った以上 ればならない。そういったところで、なかなか仕組みのような んですね。 いては当然認識しているんだけれども、どのようにして司法通 らっしゃる外国の方はすごく司法へのアクセスの垣 なおかつ、熊本県弁護士会としても、 その 問題につ 根 が

とずっと思っていました。

そういう中で、

今いる熊本中央法律

V

所 の

所長弁護士に出会って、

熱血漢な弁護士なんです

こで中島さんにメールを送りました。自分が外国人事件に関し に取り組んでおられました。この小野寺弁護士と一緒に闘 はなく、十一月下旬に、今日の主人公であるリンさんに関する てくださいと連絡しました。これが事件に関わるきっ う方がこの熊日の記事でコメントを残されていたんですね。 国人の方の支援団体なのですが、その代表中島眞 いたのが、「コムスタカ 記事を地元紙熊日さんで見たのが最初でした。ところで、 起きるんですね。私がこの事件を知ったのは、 たんですね。 てどのような問題意識があって、県内の弁護士が一人でもそこ .問題意識を持って取り組んでいきたいので、一度お会いさせ 事務所にいたOBの小野寺信勝弁護士が、外国人研修生問 そんな中、二〇二〇年十一月十五日の、この孤立死産事件 技能実習生は外国人研修生といわれていたんですが、 なので、 実は私は最初から弁護人ではなかったん 外国人と共に生きる会」であり、 弁護人としてで 郎さんとい かけだっ

です。その時点では別の先生がついていました。そこでですね 島さんから言われたのは、技能実習生や留学生は、 望まない 例えば日

相談したらいいか、相談先すらもわからないという問題にも直相談したらいいか、相談先すらもわからないという問題にも直いって、中絶ができないとなると、他の周りの人にどうやってとの方にとっては、どうすればいいのかわからなくなる。かとその方にとっては、どうすればいいのかわからなくなる。かとその方にとっては、どうすればいいのかわからなくなる。かとがありますよね。母国で認められている中絶が日本では当然認がありますよね。母国で認められている中絶が日本では当然認があります。

きますので、もしよかったら調べてみてください。これが一番れていただきました。「にほんでのにんしん」と調べると出てうウェブサイトを作成することになり、その制作メンバーに入ういったの問題が出てくるので、「にほんでのにんしん」という問題に直面するので、子どもの在留資格はどうなるのか、そういうサポートが受けられて、外国の方だったら在留資格とい

面するので、日本で妊娠したときに、どういう制度があってど

自分が何で逮捕されたのかが理解できずに怯えていた、と書いいました。松野弁護士がリンさんに接見にいったとき、彼女はされていました。捜査段階では松野信夫弁護士が担当をされてしましたコムスタカの皆さんがリンさんの逮捕当時から支援をしましたコムスタカの皆さんがリンさんの逮捕当時から支援を

初の経緯ですね

が初期の方針だったようです。十二月十日に起訴された時の公が初期の方針だったようです。十二月十日に起訴された時の公改する。とこまで下がるかという問題はもちろんありますけれどもね。とこまで下がるかという問題はもちろんありますけれどもね。とこまで下がるかという問題はもちろんありますけれどもね。とこで、とにかく早く身柄を解放しては、二〇二〇年十二月十日にています。当初の弁護方針としては、二〇二〇年十二月十日にています。当初の弁護方針としては、二〇二〇年十二月十日にています。当初の弁護方針としては、二〇二〇年十二月十日に

そこで、といかく与く身材を解放してあげたい。というところそこで、といかく与く身材を解放し、あって死体を遺棄した」と、そういう公訴事実棚上に放置し、もって死体を遺棄した」と、そういう公訴事実が利期の方針だったようです。十二月十日に起訴された時の公が初期の方針だったようです。十二月十日に起訴された時の公が初期の方針だったようです。十二月十日に起訴された時の公が初期の方針だったようです。十二月十日に起訴された時の公が初期の方針だったようです。十二月十日に起訴された時の公が初期の方針だったようです。

していいか分からなかったと、体がきつかった、まさに死産したのうことでしたが、保釈保証金は納付することができました。そうすると、元々の方針は身柄を早期に解放してあげたいた。そうすると、元々の方針は身柄を早期に解放してあげたいた。そうすると、元々の方針は身柄を早期に解放してあげたいた。そうすると、元々の方針は身柄を早期に解放してあげたいた。そうすると、元々の方針は身柄を早期に解放してあげたいた。そうすると、元々の方針は身柄を早期に解放してあげたいた。そうすると、体がきつかった、まさに死産していいか分からなかったと、体がきつかった、まさに死産していいか分からなかったと、体がきつかった、まさに死産していいか分からなかったと、体がきつかった、まさに死産していいか分からなかったと、体がきつかった、まさに死産していいか分からなかったと、体がきつかった、まさに死産していいか分からなかった。

た当日の行動が問われているので、体がきつくてどうしたらい

いのか分からなかったと言っていて、自分がなぜ捕まったのかいのか分からなかったと言っていて、自分がなぜ捕まったのかが本当にわからない、といっていたんですね。そこで、彼女の同じ事務所の久保田紗和弁護士という女性の弁護士と私が加わり、松野先生と三人体制で弁護団を結成したということになります。それで、死体遺棄事件は裁判員裁判ではありませんから、ます。それで、死体遺棄事件は裁判員裁判ではありませんから、ます。それで、死体遺棄事件は裁判員裁判ではありませんから、ます。それで、死体遺棄事件は裁判員裁判ではありませんから、というと、無罪主張になるので争点整理をきちんと充実化させというと、無罪主張になるので争点整理をきちんと充実化させて、そして公判で証拠も含めて勝負したいという思いがあったて、そして公判で証拠も含めて勝負したいという思いがあったて、そして公判で証拠も含めて勝負したいという思いがあったんですね。

ですね。その時彼女がしたのは、ご遺体をタオルで包んで、そですね。その時彼女がしたのは、ご遺体をタオルで包んで、そのなかで、一晩耐えて、九時に赤ちゃんを出産するんですね。のなかで、一晩耐えて、九時に赤ちゃんを出産するんですね。のなかで、一晩耐えて、九時に赤ちゃんを出産するんですね。のなかで、一晩耐えて、九時に赤ちゃんを出産するんですね。これは早産なんですね。予定日よりも割と早い早産でした。赤これは早産なんですね。予定日よりも割と早い早産でした。赤これは早産なんですね。予定日よりも割と早い早産でした。赤います。息もしていない、産声を全くあげていないと思います。まず、彼女のした行為というのを改めてみていきたいと思います。

で、 すか。だから彼女としては、蓋をしなきゃいけないということ くてもいいですよね。しかし、彼女の周りにあったのは段ボー このシューズボックスのような蓋があるものであれば封をしな 真の箱は産婦人科で亡くなった赤ちゃんを安置する箱ですが、 名前と、お詫びの言葉、 も言えなかったんだけれども、それでも目の前で我が子が亡く ら、大量に血が流れて、すごくきついし、やっぱり妊娠を誰に と敷いてあげて、ということですね。そして、死産直後ですか とかではなくて、箪笥からちゃんと洗濯されたタオル やったことがある方は分かると思いますけど、一回やっただけ ル箱で、封をしないとそのまま自然とパカッと開くじゃな オルの上にのせて、その段ボール箱に封をします。 表示しているのが実際の手紙なんですけれども、この手紙をタ 天国で安らかに眠ってねという言葉のお手紙を入れます。 もあったんだけれども、赤ちゃんの名前を考えて、生年月日と、 なっているわけですよね。だから精神的に本当にきつい状態で ル ロハンテープで封をしたと。でもセロハンテープって細いので を乗せるんですね。そしてそのタオルも、使い古しのタオ 道具もいずれも自分の周りにあるものなんですが、 南無阿弥陀仏という弔いの趣旨の言 一番上の写 をちゃん いま

日か

に入れてあげます。そしてさらにセロハンテープで封をします。

何回かセロハンテープを巻くんですね。さらに十一月十五

自然にぺりぺりってはがれるじゃないですか。

赤ちゃんが寒くないようにということで別の白

して枕元にあった茶色の段ボール箱を組み立てて入れて、

タオ

0

じゃ、

そして一晩一緒に過ごして、彼女は翌日の朝に監理団体に病院

白した時間まで、三十三時間なんですね するんです。だから、彼女が死産して、 彼女は、死産した日の翌十六日の午後九時に自分の死産を告白 ば、疑問符はつくところです。そして、病院に連れて行かれた 関が監理団体なんですけれども、これが置かれるようになりま ているこの制度ですけれども、人権侵害事例って言うのがたく に連れて行かれます。監理団体という組織ですが、 した。この監理団体が、いまその機能を果たしているかといえ 実習が行われているかというところを監督するような民間の機 さんあった、技能実習生のサポート役というか、ちゃんと技能 雇い主との関係だけじゃないんです。三〇年以上続い 自分の死産を周りに告 技能実習生

料理屋さんで働いている方とか、 訳の仕事をしていますとか、 ら来た方って、日本人と結婚した方がまずいらっしゃいますね。 皆さんがここ熊本で会ったり、イメージする、いわゆる外国か ます。技能実習制度というのはいったい何かというと、実際に、 あと、働いている方では、日本の会社で働いてます、とか、诵 いうニュースが最近ありました。少しそのお話をしたいと思い いる有識者会議が約一年の議論を経て、最終報告を出した、と ろうとしていることはご存じですか?去年の秋から設置されて 技能実習制度の話が少し出てきましたが、皆さんはニュース 実習制度というものが大きく変わろうというか、なくな あと、インド料理屋さんとか外国 いろいろ思い浮かべられると

二十三件なんです。皆さんに念押ししておきたいのが、

労働者

間

に、単純労働者を受け入れるということが、元々の制度の狙い うのは非熟練労働者です。つまり専門性がないんですね。 た労働者であることが前提なんですね。一方、技能実習生とい 要だと言われています。つまり熟練した労働者、スキルを持 格として昔からあるんですね。ただそこには一定の専門性 者ビザなどの身分系の在留資格だけではなく、 思うんですけど、そうした在留資格、ビザっていうのは、 就労系の在留資

が千百三十四件存在します。そのうち、実習再開ができたのは 数字もそれを物語っていて、二○一七年から二○二二年の五 すると、妊娠したとなったときに、「学びに来たのに何で妊娠 度は、制度の建前と本音というものが違うので、本当は労働者 本の優れた技術を途上国の方に移転する国際貢献のような制度 使用者の方からはそういうことがたくさんこれまであったと。 してんですか」っていうのがまず出てくるわけですね。心無い るんでしょというニュアンスがすごく強くなってしまう。そう なんだけれども、あなたは実習に来てるんでしょ、学びに来て 正確には、その前身が研修生制度といいます。この技能実習制 趣旨をわざわざ作って、そして技能実習制度を作ったんです。 日本としては、技能実習だと、あくまでこれは研修であり、日 働者を受け入れるということになるので、移民政策を採らない なんですけども、ただ、それをそのまま受け入れると、移民労 ?の間、妊娠を理由に実習ができなくなりました、という事例

こまで認められているかを理解できたと思いますが、 なんです。そして今回の彼女の場合も、ベトナムのSNS、フェ いった発言を受けたとしています。そうすると、現場で働いて 六. 五%の実習生が妊娠したら仕事を辞めてもらうなど、そう ということも研究者のとある調査では明らかになったりもして えば、一〇〇%妊娠したら罰金ですよなどの警告を受けていた、 か、という点もすごく大事なんです。実際ベトナムの方もすご す。一時期四○万人くらいいたんですけれども、その半分が女 だけしかないんです。二十三人しかいないんです。 すると、男女雇用機会均等法という法律に違反します。 うことは周知というか、出回っていてそうした情報を目にする。 イスブック等でそういう事実、 に妊娠はするな、妊娠すると帰国させられるぞ、といったこと いる実習生たちはどういう情報を手に入れるかというと、 果たして彼女たちは労働者としての権利を行使できているの 性で、若いんですね、二十代三十代くらいです。そのときに、 生っていま日本にだいたい三五万人くらいいると言われていま 女の ます。そして、 基準法にも違反しますね。ですが、 はありますよね。 なかなかシビアな環境にいてですね、ベトナムに限って言 日本語能力が高ければ、 国が行っている調査でも、 妊娠したことを理由に不利益な取り扱いを 自分に労働者としての権利がど 妊娠したら帰国させられるとい 実際再開できたのはこれ 四人に一人、二 技能実習 その行使 当然労

0)

妊娠して産休、育休を取りたいですといえば、

当然その

じゃなかったんですね。妊娠検査薬を使って、 その時点で、手を差し伸べてあげたらよかったのですがそう と、監理団体や雇い主はリンさんの妊娠を疑っていたんです ŧ, 活を続けていましたが、なかなか彼女自身、 ね。 しては、 になりますから、おなかは大きくなるわけですよね。そうする た。しかしながら、当然、妊娠すると、特に今回は、 いうことを母国の方に言い出しにくいです。さらには、 家族の期待を受けて日本で働いて、お金を送金して、という生 ていらっしゃるというわけです。そうすると、彼女としてはご やっぱりどうしても帰れないという理由もあって、彼女は、べ て、彼女としては、妊娠して帰国させられるとなったときに、 は本当に簡単なあいさつ程度のものしかなかったんです。そし が非常に難しいということはあるにしても、 トナムの年収の五倍の手数料を支払って来日をしているんです **'場合、来日して最初の一ヶ月は、研修を受けるんですけ** 実際の研修の中で妊娠に関する研修も受けていませんでし 母国には家族がいますが、そのご家族も彼女の稼ぎを待っ 非常に限られてしまう。彼女が話せる日本語というの 自分が妊娠したと 情報に接する量と 目の前でその結 実習生 ね

じゃないですか。妊娠検査薬を今から使って、その結果を教え

てくださいと言われるというのは。でもそれがやっぱり実習生

イト先かなんかで言われたら、絶対そんなのおかしいって思う

チの仕方しかしていないんですね。それは、例えば皆さんが 果を教えろというような話をしたりとか、そのようなアプロー

そういう経緯があるんです。

う情勢があって、彼女は誰にも妊娠を言えずに孤立出産したと、や雇い主との間で信頼関係の構築はできないですよね。そうい囲気は確かにあるんですよ。そうすると、そういった監理団体の中で、そういう扱い方をしてもいいよね、というそういう雰

が、それだけでもわかりにくいですよね。 死者に対する一般的な宗教的感情が保護法益と解されています とか、一定の利益を保護しているんです。死体遺棄罪の場合 る一般的な宗教的感情といいます。刑法の保護法益を学ばれま 亡くなった方に対してどういう感情を持っていて、皆さんがこ 方の利益ではなく、わかりやすくいえば、ここにいる皆さんが、 ていきます。死体遺棄罪の保護法益というのは、亡くなられた で、実行行為について、明らかにするように求めましたが、 放置したと、いうことですね。しかし、それだけでは曖昧なの 手続に付すように請求しました。この後の先生方のお話にも出 したと思いますが、殺人だったら生命とか、 んが気分を害するのかということなんです。これを死者に対す のご遺体、亡くなられた方に対してどういう扱いをしたら皆さ 主張する上で、「死体遺棄罪とは何か」というところから始め かなか明らかにしてくれなかったんです。我々としては、 察官のいう実行行為、段ボール箱の中に入れて、そして死体を てきますが、実行行為って言うのがすごく問題になります。 話を裁判に戻すと、私たちは裁判所にこの事件を公判前整理 一般の宗教的感情と 窃盗だったら財産 な 検

言いただきたかったのですが、叶いませんでした。

出来たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は果たして何ですか、と言う疑問が出てきますが、私たちの主は、証人として裁判官に孤立出産後の母体の状況について証した。ただ、この意見書の採用についても新を結れていて記述されていて記述されていて記述されていて記述されている。

弁護側の安置の主張は、こうした葬祭義務に違反していないときに、弔わなければならないと、そういう作為義務があります。と不作為犯の区別があると思いますが、死体遺棄罪には不真正と不作為犯があるという前提でお話すると、葬祭義務者、簡単にいうと同居している親族が亡くなったご遺体を目の前にしたというと同居している親族が亡くなったご遺体を目の前にしたというと同居している親族が亡くなったご遺体を目の前にしたというと同居している親族が亡くなったご遺体を目の前にしたというと同居している親族が一人の方にある。

ですね。

また、

理論面以外でも、

控訴審から、

変わっていった

力もいただいて、まず、そもそも一審判決は理論的におかしい

ってことを理論的に固める、そういう作業から始まったん

いう主張も含まれています。余談かもしれませんが、 葬祭義務の履行ができなかったという皮肉な状況でもありまし 体は冷凍保存されてあった、ということなんです。 は、ご遺体を半年も返しませんでした。 警察署の中でご 実は、 その間

搜

0

こうしたこともあって、

第一

審の熊本地方裁判所は懲役

りします。今の話って刑事訴訟法のところでも出てきますので、 考えていたのかというところは分からないし、 院大学の福永俊輔先生のご協力をいただいて、一審判決の検討 す。二審の福岡高裁から、本日もお見えになられている西南学 りません。構成要件的な同価値性の検討がされていないので 不作為を認定していますが、不作為の論証もあまり十分ではあ 執行猶予三年という、判決を言い渡しました。検察官の求刑は 控訴審では、立命館大学の松宮孝明先生、という大先生のご協 ぜひ覚えておいていただければと思います。 か、というところをつかむのにも苦労した、というのもあった いっていない結果、彼女が起訴された実行行為って一体何なの をしましたが、一審で、どこまで彼女の行為をきちんと分けて 一年ですね。一審判決は、段ボール箱に入れた作為と放置した を弁護人としてもですね、公判前の争点整理が全くうまく それからですね なおかつ、 実は 八月

す。

が二審判決、

いろいろとほんとに主張して、一部私たちの主張を認め

福岡高裁令和四年一月十九日判決です。

原判決を た てすごく大事だなってことを自覚したのも、その時でもありま を裁判所に届けないといけないという思いからも、メディアっ とそういう人たちを増やさないといけない、もっとそういう声 優大さんの「ニッポン複雑紀行」というウェブマガジンをきっ 責任なんだって、そういうコメントがほとんどでしたが、 たれる方がどんどん増えていったんですね。そうなると、もっ なるっておかしいんじゃないか」っていう、そういう感覚を持 たように、学者の先生など多くの支援者の方の、「これで有罪に つの転換期だったんじゃないかな、と思いますし、先ほど言っ り深堀りして取材して、世に出してくれたんですね。これも一 かけに大きく変わりました。二部構成なんですけれども、 のコメント欄には、なんで学びに来たのに妊娠して、なんて が、 世の中のこの事件に対する態度でした。ネットニュー

猶予二年という判決が出ました。どういう中身だったかという すから、無罪の期待が高まりますよね。ですが、実際にその後 あれば、もう一審の判決は変わらないわけですね。ところが、 主文を読み上げるときに、「本件控訴を棄却する」という話で 破棄するというのが、主文の始まりでした。高裁の場合、 「被告人は無罪」ではなく「被告人を」と続き、 原判決を破棄する」というような主文であれば、 懲役三月執行

うが、 言葉が出てきたと思います。この隠匿による遺棄とは何か、 り、行為に葬祭の意味を持たせずに、あくまでそれは隠すため なかった以上、彼女のやった行為は、葬祭上のプロセス、 の妊娠を周りに明かせなかったという点で、死産の事実も言え を取り出す形で、作為の死体遺棄を認めてしまいました。彼女 ンテープ、細いセロハンテープですよ、で封をしたという行為 くないようにということで箱を二重にしたりとか、あとセロハ その意味で、一部認めてくれたんです。ただ、さっき言った、寒 といえないということで、不作為を否定しました。つまり作為 から翌十六日の午後六時の三十三時間までの間、 いう話にもなってきますね。皆さん、ここで疑問に思うでしょ の行為、隠匿だと言ったんですね。ここではじめて隠匿という 義務違反を否定し、不作為の死体遺棄罪は否定したんですね。 ご遺体を弔う義務を履行するだけの相当な期間が経過した リンさんが医師に死産を告白するまで、十五日の午前九時 刑法一九〇条には実行行為を「遺棄」としか書いてませ 葬祭義務とい つま

> 遺棄ということになっている、ということで、ホップステップ ですね、フルで認定されて有罪と、二審で一部無罪というか、 ですね、フルで認定されて有罪と、二審で一部無罪というか、 ですね、フルで認定されて有罪と、二審で一部無罪というか、 ですね、フルで認定されて有罪と、二審で一部無罪というか、 不作為に関しては落ちたということを彼女は言ったんです。 名見の中でのリンさんの言葉がありまして、裁判所が、裁判官が私 の中でのリンさんの言葉がありまして、裁判所が、裁判官が私

だ、ということで、決意を新たにして、無罪判決に向けて、最

ジャンプと表現していました。最後は、最高裁で無罪をとるん

も意識してましたし、かなりきつかったです。ただ、記者会見すね、ほんとにそこからどう盛り返していくのかというところの段階で、一審も、なかなか充実しなかった公判前も含めてで、それで、高裁判決を受けて、ほんとに絶望というか、控訴審

生にご面談をお願いしました。この出来事が、

上告審の弁護団

たいと思います。

められているのか、というところもぜひ疑問に思っていただきん。隠匿なんてないんです。じゃあなんで隠匿による遺棄が認

のメンバーに加わっていただいた平野敬先生との出会いに繋がります。高裁判決の前年に弁論が開かれたコインハイブ事件が最高裁で無罪判決が出るのあります。このコインハイブ事件は最高裁で無罪判決が出るののご協力もいただきました。素晴らしい布陣で、新たなスターのご協力もいただきました。素晴らしい布陣で、新たなスタートを切ることになったんですね。

のは埋葬される時期が遅れ、 のように教科書的には説明されています。 が死体遺棄罪に吸収されてしまったという過程もあるんです があります。実は、皆さん軽犯罪法ってご存じですよね、 きゃいけないのか、となると、一回福岡高裁のロジックを確認 れるんだろうというところを考えなきゃいけないのですが、こ ね。それでは、 いうものもあったんです。ところが、この隠匿という行為類型 する必要があるだろう、ということをお話します。 る。 犯罪法の前身である警察犯処罰令という中には死体隠匿罪と では、最高裁で無罪をとるためにはどうやって戦ってい 死体の隠匿は死体遺棄罪として扱われてきた、という歴史 これによって「葬祭が妨害される」というんですけれど 福岡高裁が言った隠匿による遺棄、 隠されることによって亡くなったご遺体という 死体遺棄罪によって、なぜ死体の隠匿が処罰さ 適時適切な埋葬のタイミングが遅 まず、 大正昭和の時代か 死体が隠れる まず、 その そも かな

> こういうことをしないでしょ、そう言ったんです。この是非は を棚の上に置く、こういう一連の行為の中で、蓋をテープで止 ども、ご遺体をタオルで包む、手紙を入れる、ご遺体を段ボー りません。こういうロジックですね。ただ、葬祭のプロセス上 するという説明に疑問があります。「隠匿」=「遺棄」と解す 明です。これを教科書的には、「法益が間接的に危殆化する によって死者に対する一般的な宗教的感情が害されるという説 れてるんだと、ということを言ったんですね。普段の葬祭では める行為と箱を二重にした行為、これが葬祭のプロセスから外 ル箱に入れる、セロハンテープで止める、箱を二重にする、箱 の行為と評価できなければ、全て隠匿による遺棄になってしま には当たりますが、葬祭の準備であるため、 ないとしています。例えば、棺桶に遺体を入れる行為は、 とし、これが葬祭の準備または一過程であれば、 す。そもそも福岡高裁は死体を外から見えなくする行為を隠匿 るのではなく、もっと丁寧に見ていかないといけないと思 と、そういう説明もあるんですけれども、 妨害されるので、適時適切な葬祭ができなくなり、 います。彼女が行った一連の行為、ここに書いてありますけ 間接的に法益を侵害 死体遺棄罪ではあ 死体遺棄では 死体 - の隠

それで死体遺棄かど

か、ということについては、葬祭の準備または一過程として行っ

た行為なのか、そうじゃない行為なのか、

また皆さん考えてみてください。死体を棺だろうと、ダンボー

ルであろうと梱包した場合、その行為が遺棄に該当するかどう

そうすると葬祭義務者、

つまりご遺族の葬祭というものが

うか決まりますと言っているんです。ただ、このような振り分

表し方は人それぞれであり、 準備または一過程か否かについては、裁判所が判断することに うのはあまりに広きに解しすぎているのではないかと思うわけ ても、それ以外の行為がすべて死体遺棄罪の行為にあたるとい はないと思います。葬祭の準備または一過程の行為があるにし うな行為、宗教的感情を害する行為といえるかというとそうで す。そのあと、釈放されてもちろん不起訴になっているんです 保管する行為、この方は、、実は死体遺棄罪で逮捕されていま 産のケースで実際あった事件なんですけれども、冷蔵庫の中で の、一から十までの行為の全てが葬祭の意味を持っているわけ か、というところなんですね。身内の死に接したすべての行為 いのがお身内の死に接した場合に、皆さん冷静に対応できます 想像したくないことですけど、ここで立ち止まらないといけな 危うさがあると思います。亡くなられた方に対する弔いの形の 切って良いのか、と思います。もう一つの問題です についても葬祭の準備と裁判所が評価できなければ遺棄と言い です。亡くなったご遺体の一時保管だったり、そういった行為 いうことも言えます。しかし、亡くなった方に対する冒涜のよ けれども、そうした行為というのは、葬祭の意味を持たないと からって毛布を掛けてあげたりとか、亡くなったご遺体を、流 ではないですよね。例えば、このままじゃ寒くてかわいそうだ :正しいのか、というとそうではないと思います。 幅があるはずです。 しかし裁判所 葬祭の あまり

問もありました。死体遺棄罪は、 うした死体遺棄罪の解釈って孤立出産にしても八十五十問題に そういったことってニュースで皆さんよく見ると思います。こ 死体遺棄罪で、ということもあったりします。実際どうしたら ではないんだけれども、放置ということで逮捕されたりとか ちでなかなかご遺体に対して、何かひどいことをしているわけ 亡くなった自分のお母さんから離れたくない、という気持ちも 親と子の二人暮らしだった場合に、お父さんかお母さんが亡く もかかわったりしてきます。八十五十問題、ですね。年老いた としてすごく不安定なんです。これって、皆さんは憲法で学ば りやすく言えば日本の昔からあるような、葬法に限定して、そ としては、幅のある葬法について、範囲を決めてしまい、 しても、本来法が想定している適用のされ方なのかなという録 ありますね。もっと一緒にいたいという気持ち、そういう気持 なったと、ずっと近所づきあいもほとんどない、ご家庭の中で た。そして、いま孤立出産の話をしましたけれども、皆さんに われかねません。上告審ではこういうことも言ったりもしまし れたと思いますけど、葬祭って言うのは、宗教的行為の自由 いう限定も極端な話、 れ以外の葬法だったら全部死体遺棄としてしまうような、 いいかわからないというところで逮捕されたりもします。実際 一つであり、信教の自由を侵害している可能性も高い規範と言 可能になってしまいます。結局は、 例えば山の中でご遺体が発見 わか

されましたってなったときに、

埋めた人物を特定して、

死体潰

議

ここから外れたら死体遺棄なんですよってことがいかに乱暴な

どが女性で、

踏まえて、

ったこともある中で、習俗上の葬祭ってこういうことですよ、

**|論かってことが皆さん分かりますよね。ここに書いているん** 

そういったところも問題意識としてあるんだと思います。 査機関にとってある意味、 棄罪で逮捕して、そこで次の殺人容疑に切り替えるという、 います。本来こういった方々は福祉で守ってあげるべきであり、 際にこういう運用になっているのは良くないのではないかと思 合い方を処罰するための犯罪では当然ないはずであるのに、 緒に暮らしている方にしても、そういった方の死に対する向き ね。けど、こういう地域社会の中で孤立した技能実習生にして 孤立出産した女性にしても、そして、年老いたご両親と一 便利によく使われてきた犯罪ですよ 実

外の国 葬儀屋もすぐに対応できるとは限りません。母国におけるイン ういう時代もありました。習俗上の埋葬を定義するのは本当に たりもした時代もありました。江戸時代とか明治時代とか、 よっては違うんですよね。また、 ども、昔は土葬だったりしたわけですよね。なおかつ、 フラ整備によっても葬法は変わったりします。ですから、 火葬は絶対に禁忌なんです。でも日本には土葬する設備はない 難しいんです。また、グローバルな共生社会の今では、 ないんですね。日本は今でこそ九十九%以上が火葬ですけれ 信教の自由に話を戻しますと、実は日本古来の葬法というの 一の葬祭文化も問題になる。 時代によって火葬が禁止され 例えば、 イスラム教の方って 日本以 地域に そ

死体遺棄罪は社会的法益なんです。

つまりみんながどう思う

護士と、山下幸夫弁護士が弁護団に新しく加わり、 あれば司法権って権力は謙抑的であるべきって私は思 ですけど、故人を思って、真心をもって弔った行為に、 五人体 、ます。

ば財産ですよね。そういうのって個人的法益って言いますよね。 法益か、わかりますか。殺人だったら生命ですし、窃盗であれ デアなんですね。突然ですが、死体遺棄罪の保護法益はどんな こないだ確認しましたら残ってますので、ぜひQRコードで読 が、この「孤立出産.jp」というものです。 した。今回、なかなかほかの事件にはないと思いますけれど なのか説明した上告趣意書を提出し、専門家の意見も提出 み取っていただきたいんですが、これは平野弁護士によるアイ の中でいろいろ準備をしなきゃいけない。なぜこの事件が なりました。三人から五人ですね。上告趣意書の提出期限がだ いたい、上告してから三か月強くらいあります。この三か月強 最高裁の話を進めましょう。先ほど申し上げました平野敬弁 一般意見書のプロジェクト、というのも行いました。 良ければ、 まだ それ

ŧ,

う方法を取り入れました。募集を始めてから二か月、 があったんですけれども、一二七通集まりました。そのほとん かって話なんです。そうすると、だったらリンさんの行為をみ んながどう思うか最高裁に届けようということで、意見書とい リンさんの行為をどう思うのか、 出産の経験をされた女性がその経験された体験を というのを、

だければ、結構立派なホームページだと思うんですけれども、 棄却のの「孤立出産.jp」のホームページ、皆さん読み取っていた にいる程度ではなく、A4で何枚も書いていただいたりしました。こ た。し

誰がつくったかというと、さきほどのコインハイブ事件で、

参考にしました。

でいるアミカスキュリエという、意見募集制度のようなものをているアミカスキュリエという、意見募集制度のようなものを合いもあったりします。この手法ですが、英米法の国で行われ高裁の無罪判決が、また次の無罪判決をつないだ、という意味事となった方がつくってくれたんですね。ですから、実際に最

それ以外にも、メディア対応も最高裁ではより一層注力しました。記者の方たちとの交流を深め、分かってもらうまで、とした。記者の方たちとの交流を深め、分かってもらうまで、とした。記者の方たちとの交流を深め、分かってもらうまで、というがあるんですという話も書いてますけど、この事件をメディアの力をべきかという話も書いてますけど、この事件をメディアの力をできかという話も書いてますけど、この事件をメディアの力をできかという話も書いてますけど、この事件をメディアの力をできかという話も書いてますけど、この事件をメディアの力をできかという話も書いてますけど、この事件をメディアの力をできないですか。さっき言った八十五十問題の切り口ができる。というところで、そこのちゃんと区別を意識しながらできる。というところで、そこのちゃんと区別を意識しながらできる。というところで、そこのちゃんと区別を意識しながらできる。というところで、そこのちゃんと区別を意識しながらできる。というところで、そこのちゃんと区別を意識しながらいた。記者の表により一層注力しました。記者の表により、

ぱり、いつ上告棄却決定の通知が来てもおかしくない状況でしに皆さんたくさんの努力をしていただきました。それでもやっそういう結果を踏まえて、いろいろ弁護団・支援者、ほんと

もそれは死体遺棄罪は死体遺棄罪なのであって、殺人罪のためであり、捜査に支障が生じる」と言いました。ただ、あくまで

に死体遺棄罪を解釈するというのはおかしいですよね。検察の

ですね、昨年の十一月に電話がありました。「リンさんの件でにいると、郵便局員の方が「郵便です」って入ってくるのですが、いるので、どの弁護士に来てるかっていうことで確認をされるんですね。そこで「石黒大貴さん」みたいなことを言われると、んですね。そこで「石黒大貴さん」みたいなことを言われると、んですね。そこで「石黒大貴さん」みたいなことを言われると、んですね。そこで「石黒大貴さん」みたいなことを言われると、んですね。その弁護士に来てるかっていうことで確認をされると、んですね。昨年の十一月に電話がありました。「リンさんの件でですね、昨年の十一月に電話がありました。「リンさんの件でですね、昨年の十一月に電話がありました。「リンさんの件でですね、昨年の十一月に電話がありました。「リンさんの件でですね、昨年の十一月に電話がありました。「リンさんの件でですね、昨年の十一月に電話がありました。「リンさんの件でですね、昨年の十一月に電話がありました。「リンさんの件でですね、「リンさんの件で

に鑑みると、弁護人の主張は、死体遺棄罪の解釈を狭めるものと、介護人の主張は、死体遺棄罪の解釈を狭めるものと、一ジくらいあったんですけど、それを十五分にギュッとまとめてエッセンスを取り出さなければならないので結構大変でした。そんな中、最高検の弁論趣旨では、とにかくリンさんは遺た。そんな中、最高検の弁論趣旨では、とにかくリンさんは遺た。それな中、最高検の弁論趣旨では、とにかくリンさんは遺た。たな中、最高検の弁論でした。上告趣意書は、全体で百した。本当に緊張の十五分間でした。上告趣意書は、全体で百した。本当に繋びるより出る。

ていないのだと思うと、嬉しかったです。

弁論を開くことを考えています」と。まだ無罪の道が閉ざされ

隠匿行為となりますが、この行為が葬祭の準備または一過程とます。その上で、他者が死体を発見するのを困難にする行為が死体遺棄罪というのは習俗上の埋葬とは認められない態様で死体過程だけを検討するのでは足りないと判断しました。まず、死体遺棄罪というのは習俗上の埋葬とは認められない態様で死体過程だけを検討するのでは足りないと判断しました。まず、死体で選罪というのは習俗上の埋葬とは認められない態様で死体を放置又は隠匿する行為が死体遺棄罪の遺棄の定義について述べているす。その上で、他者が死体を発見するの準備または一過程とます。その上で、他者が死体を発見するの準備または一過程とます。その上で、他者が死体を発見するので、対している。

して行われたかどうかだけでは遺棄該当性を判断できず、

態様

体が習俗上の埋葬と相容れない処置といえるのかどうかを判

ことをしたりとか、トイレの中に流してしまったりとか、 習俗上の埋葬と相容れないとは言えないという評価になり、 断すべきと判示しました。その結果、リンさんのやった行為は、 いう行為に遺棄の該当性を絞ってくれたのではないかと思いま いうことではなくて、 お話しましたね。ほんとに明らかにごみのような扱いみたいな 体遺棄罪が否定されました。彼女の行った態様、 いところではあるんですね。 照に広がり得た隠匿による遺棄概念に一 もちろん、習俗上の埋葬等と相容れないというのも、 「相容れない処置」といえるかどうか、は難しい。しかし、 明らかに死者の冒涜にあたるようなそう 何をもって「習俗上」と言えるの 線を引いてくれたの 今日の冒頭で そう 死

き合っていきたいと思います。孤立出産がなくなる社会になる 孤立出産という問題に対してもっと真摯に考えて、深く深く向 援者の方や、もちろん我々弁護士含めてですけれども、たくさ 多くの人がこの事件に共感してくれて、なんでこれが犯罪に問 学部の中にいないと、ほとんどないと思いますけど、それでも 皆さんが人生のなかで死体遺棄罪について考えることって、法 開かなかったんですね。もちろん死体遺棄罪っていうところ でなければ、最高裁の、ある意味非常に重たい扉っていうのは 事件は、たくさんの人たちの協力があってできたんです。 そして弁護団だけで、できたことでもありません。本当にこの ように、法曹として何ができるか、ということを自問自答して 悩みって言うのは、今後もこれからも尽きないわけですけ ことはほんとに良かったと思います。そして、弁護士としての 人の協力を得ながら、最終的に最高裁から無罪が言い われるのかということを疑問に思って、そして学者の先生や支 けでは当然無罪判決にまで行き着くことはできませんでした。 ますが、まず、皆さんにお伝えしたかったのは、そもそも私だ んバックアップをしていただきました。こういう事件で色んな きながらですね、頑張っていければなと思っております。 ちょっと時間をオーバーしてしまいました。 もう時間がありませんので、私の話を終わりにしたいと思 私としては、いろいろこの事件を通じてですね、 大変申し訳ござ 渡され やっぱ

なと弁護団としては評価をしています。

V

ません。私の話はこれで以上です。どうもご清聴ありがとう

ございました。

**澁谷先生、よろしくお願い申し上げます。 岡本:**石黒先生。どうもありがとうございました。それでは、

**溢谷:法学部の澁谷です。今日は刑法の実体法の諸問題という** ことで、本事件、とりわけ最高裁無罪判決(最判令和五年三月 二四日)について、分析を試みたいと思いますが、それは内 容を圧縮したもので、スライドにはそれを少し膨らませた内容 です。お手元にレジュメがあると思います。本報告の内容 に対しています。

ます。

あまず、レジュメⅡに示しておりますので、ここはあまり時間をからはレジュメⅢに示したように、控訴審判決を破棄して被告人がのご報告にありましたように、控訴審判決を破棄して被告人がのご報告にありましたように、とりわけ隠匿による遺棄が認められないということで、重要は判例タイムズ一五一○号一六三頁に掲載されています。本事は判例タイムズ一五十○号一六三頁に掲載されています。本事は判例タイムズーおります。その中で、上告趣意は適法な上告により破棄を免れない。その理由が、石黒報告にありましたように、とりわけ隠匿による遺棄が認められないということで、重要は判例を変を免れない。その理由が、石黒報告にありましたように、とりわけ隠匿による遺棄が認められないということでした。スライドには少し長く判決文を載せています。重要なとこうに、とりわけ隠匿による遺棄が認められないということでした。スライドには少し長く判決文を載せています。重要なとこうに、とりわけ隠匿による遺棄が認められないということで、重要なとこうに、とりわけ隠匿による遺棄が表しています。

体遺棄罪がどういう文言で規定されているのかが出発点となり体遺棄罪がどういう文言で規定されていました。同条にいう死のかということで、最終的には作為も不作為も遺棄に該当しないという判断に至ったのが本件です。刑法一九〇条を参照していという判断に至ったのが本件です。刑法一九〇条を参照していたいとのまま維持されたのではなく、少しずつ力点あるいは判しもそのまま維持されたのではなく、少しずつ力点あるいは判けて読み上げません。公訴事実の要旨で確認された行為が必ずけて読み上げません。公訴事実の要旨で確認された行為が必ず

はどのようなことが必要なのかについてご報告します。 で、、本報告の課題ですが、私は実体法研究者ですので、① 変用に対する反省を踏まえて望ましい解釈論を展開していくに 選用に対する反省を踏まえて望ましい解釈論を展開していくに での解釈論上どのような問題点があるのか、これを整 の当断をより詳しく見てみたいと思います。そして、③最高 所の判断をより詳しく見てみたいと思います。そして、③最高 所の判断をより詳しく見てみたいと思います。そして、③最高 が、④死体遺棄罪の解釈論上どのような問題点があるのか、これを整 でのようなことが必要なのかについてご報告します。

解されているとして、石黒弁護士のご報告では、「一般的な宗者に対する社会的習俗としての宗教的感情」を保護するものとたほど、死体遺棄罪の保護法益という言葉が出てきていました。とのように解釈し、そして本件に適用するかということです。どのように解釈し、そして本件に適用するかということです。とれでは、レジュメⅡの「死体遺棄罪の諸論点」に入ります。それでは、レジュメⅡの「死体遺棄罪の諸論点」に入ります。

する者の意思に合致しているか否か、および③社会の死体の取する者の意思に合致しているのではないか、という言葉が出てきましたが、②埋葬する権利ないし義務を有同じかどうか分かりませんが、「死者に対する一般の敬虔感情」といわれることもあります。①死者の生前の意思が害されていといわれることもあります。①死者の生前の意思が害されていといわれることもあります。①死者の生前の意思が害されていといわれることもありませんが、「死者に対する一般の敬虔感情」といわれることもありませんが、例を保護は強いではないか、というお話がありました。保護法益が観念されているのではないか、というお話がありました。保護法益が観念されているのではないか、というお話がありました。保護法益が観念されているのではないか、というお話がありました。

点でしょう。 取り扱い、保護法益との関係をどう考えればよいのかなどが論です。また、死体が客体ですので、死者の人格権をどのように

教的感情」とは何を意味するんでしょうか、

かなり抽象的な保

立ち入った検討がなされてきたわけではありません。やはり死立ち入った検討がなされてきましたが、②埋葬する権利ないし義務を有という言葉が出てきましたが、②埋葬する権利ないし義務を有という言葉が出てきましたが、②埋葬する権利ないし義務を有という言葉が出てきましたが、②埋葬する権利ないし義務を有という言葉が出てきましたが、②埋葬する権利ないし義務を有という言葉が出てきましたが、②埋葬する権利ないし義務を有という言葉が出てきましたが、②埋葬する権利ないし義務を有という言葉が出てきましたが、②埋葬する権利ないし義務を有という言葉が出てきましたが、②埋葬する権利ないるとところに、保護法益が非常に抽象的であることが現れているとところに、保護法益が非常に抽象的であることが現れているとところに、保護法益が非常に抽象的であることが現れているとところに、保護法益が非常に抽象的であることが現れているとというない。

どのようにこれを配慮するかは、なお今後の課題ですが、 そして、本罪の成否を判断する際には死体の特殊性、 骨や遺灰、 体」とは「死亡した人の身体をいう」ものとされ、 のできない特徴ではないかと考えています。 法益の危殆化、あるいは侵害の有無を考える上で見過ごすこと 配慮することが不可欠ではないかということです。 るために埋葬慣行が確立していることが指摘されてい く必要があるのではないかということで、腐敗の進行を防止す ありません。なお、死体というのは、 に含まれると解されています。ただ、その限界は、 の一部や、議論のある得るところですが脳死体とか死胎もこれ 本罪の客体について、ここでは死体だけを取り上げます。 遺髪などの他の客体とは性質が違うものであると。 その特殊性を考慮してお 明らかでは 死者の身体 もちろん、 特質にも ・ます。遺

はそれをどのように判断するのかが難しい問題です。まず、「遺 101 ( う言葉が出てきており、それが一体何を意味するのか、あるい と 理解され、これには作為形態と不作為形態とがあると理 と」と理解され、これには作為形態と不作為形態とがあると理 学 1600 ( 熊田題です。本罪にいう「遺棄」という言葉は、判例によれば、「習 24)

として取り込むことをどのように考えるべきなのかというもの

つまり宗教的感情を刑法的保護の対象、

保護法益

あります。

りまして、まず感情というものを刑法的に保護することの是非

対象になってこなかったと思います。

ただ、

問題はもちろんあ

規定されているものの、より注目して徹底的に分析するという

遺棄罪は、殺人罪に付随するような犯罪というか、

刑法典に

本罪の行為について、これがリンさんの事件では最も大きな

うです。さらに、不作為犯、とりわけ不真正不作為犯について、 どの意味があるのかということを改めて検討する必要がありそ とはいえないように思われます。そうすると、いかなる隠匿が ると思います。あらゆる隠匿が遺棄に当たるかというと、そう 該当性が否定されたという点で、非常に貴重な判断が示されて となるでしょう。あるいは、 棄といえるのはどのような場合なのかということが一つの問題 例えば山奥に捨てたわけではありません。そのようなとき、遺 そばから離れておらず、嬰児の死体を離れた場所に移動させた、 八条にいう遺棄と同様、移置又は置去りというように解釈する 保護という真正不作為も規定しています。そのような条文の解 は隠匿という言葉を使って遺棄該当性を説明することにどれほ 遺棄に該当し、いかなる隠匿が遺棄に該当しないのか、あるい し考えにくいです。この点は、石黒弁護士の報告から推測でき いるわけです。「隠匿」という言葉が遺棄と同義であるとは少 いて、リンさんは嬰児の死体を自宅の棚の上に置き続け、 か、場所的離隔が必要なのかが問題になりそうです。本件にお 釈と比較したとき、一九〇条にいう「遺棄」を二一七条や二一 二一七条や二一八条は「遺棄」を規定し、二一八条はさらに不 棄」という言葉が刑法典上いくつかの条文で規定されています。 隠匿による遺棄」の問題、これが本件最高裁で争われ、その 年生の方も、すでに刑法総論で勉強されていることと思いま 遺棄というのは、通常、「残し捨てること」をいいますので、 場所的離隔がなくても、いわゆる

期間」という点が付加されているわけです。それでは、 成立します。しかしながら、死体遺棄罪に関しては、「相当な です。通常、殺人罪では、作為義務が所定の諸事実から認めら 性があるかなどが問題となるでしょう。そして、注目されるの 般的理解によると、作為義務が誰にいつ発生するか、 すが、これを不作為により実現する場合が問題となります。殺 ただ、理論的には、このような論点も行為という概念ないし要 ですでに否定されたため、最高裁では取り上げられておりませ になってきます。もっとも、不作為による遺棄の点は、 には特別な考慮が働いているのかということが気になります。 為犯論というのは完全に重なり合うものなのか、それとも後者 れるのにその履行を怠ったというとき、不作為による殺人罪が が、控訴審判決で判示されている「相当な期間があったか否か 不真正不作為犯なのかという問題もあり得るところですが、 ると、問題となるのはその成立要件ですね。ここでいう遺棄が れと同様、「遺棄」という行為の中にも不作為が含まれるとす 人行為、つまり「人を殺す」ということを不作為により実現す んので、本判決の射程そのものには含まれてこないでしょう。 一般的な不真正不作為犯論と、死体遺棄罪における不真正不作 ることは不可能ではありません。見殺しにするとかですね。 山奥に捨てに行くという「作為」が遺棄の一般的なイメージで 「不作為による遺棄」とひと言でいっても、様々な問題が課題 作為可能

件の中には含まれます。

むしろ当然かもしれません。

護しようとする死体遺棄罪の成否に影響を及ぼすというのは

味で、 化が挙げられるでしょう。社会が変化し、死者に対して抱く感 領域になったように感じます。その理由の一つには、 おそらく多様化しているでしょう。日本人であったとしても なった、色々と研究されている方が登場した印象を受ける問題 なかったためこうした結果になったと思われます。 に至る中でかなり先鋭化した、従来あまり議論が詰められてい 多くはありませんでした。 これまで、 埋葬方法としてどのようなものがあるかといったところが 死体遺棄罪をめぐる議論状況はここ数年でより活 死体遺棄罪について非常に詳細な研究が必ずしも しかし、本事件が最高裁で無罪 そういう意 社会の変 発に 判決

枚岩ではないのに、本事件のように外国籍を持つ方々が多数暮

らしているという日本社会の変化が、

ひいては社会的法益を保

という点が問題として出てくるでしょう。 方法を選ぶことを国家が死体遺棄罪を経由して妨げてよい くわけです。 行為の自由を国家が制限してよいのかということに繋がってい りましたが、残る一パーセントの人たちの信教の自 この点、①近時は、新たな弔い方、 日本は火葬が九九パーセントだと石黒弁護士の報告にあ 死者の遺志ないし遺族の意思に則った自由な葬送 埋葬方法等が出現してい 单 宗教的 のか

先ほど不作為による遺棄の議論を簡単に紹介しましたが、 ②本罪の成立時期および終了時期の問題もあります。 葬祭

でしょう。

了するのかについては、――刑法総論で勉強しますが 訴訟法上の問題との繋がりが出てきます。 効の起算点 が状態犯なのか継続犯なのかという問題と関係し、また公訴時 義務者のいかなる行為により本罪が成立し、またいつ (刑訴法二五三条一項) にも影響するということで 本罪

えるべきか否かが問題だと考えています。 たして死体遺棄罪にいう「隠匿を通じた遺棄」 の軽度の働きかけ」を刑法的にどのように評価すべきか、 さらに、何よりも本報告の課題、 問題意識として、 に該当すると老

は

件の実行行為に不作為が含まれている、 が、とりわけ本判決が投げかけた問題が③であると理解した上 よく分からず、手続法上の求釈明をしたということでした。 す。石黒弁護士の報告によれば、実行行為が作為か不作為か を遺棄した」という事実が死体遺棄に該当すると判断していま 名の死体を段ボールに入れた上、自室に置き続け、もって死体 い。まず、熊本地判令和三年七月二〇日は、 で、各裁判所の判断について、順番にみていきましょう。 レジュメ Ⅲの **|体遺棄罪については、これら①②③の問題もあるわけです** 「各裁判所の判断とその分析」をご覧くださ 「被告人は嬰児二

くせていないという批判がなされています。 との構成要件的同価値性」といったことを論証する必要がある のを処罰しているという趣旨であれば、「作為義務」 第一審判決は、この点についての検討を十分には尽 あるいは不作為そのも

資

私が参照したいくつかの判例評釈の基本的な論調は、 に必ずしも不明確な部分を残した判決ではないかと考えます。 処罰しているのではないかという疑いが生じます。これらの点 殺人罪などとは異なり、未遂や予備を処罰する規定がありませ を遺棄といってしまっていいのかが問題です。死体遺棄罪には、 めると、実質的には死体遺棄罪の予備行為を死体遺棄罪として 行為をいいます。第一審判決の判示をその額面どおりに受け止 ん。「準備」というと、通常、実行行為に至っていない段階の るところ、私的埋葬の準備であることを理由として直ちにこれ 般的な宗教的感情を害することが明らかである」と判示してい 準備であり、正常な埋葬のための準備ではないから国民の一 に書かれているとおり、 また、控訴趣意書や福永俊輔教授による第一審判決の判例評 第一審判決は「私的に埋葬するため 第一審判

れていると評価されています。

が作為で後半部分が不作為であると一旦分けるという方法は 実行行為の特定方法である分析的思考方法、つまり最初の部分 この点につき、全体として一個の実行行為なのか、行為を分け 実行行為の特定方法に関して、松原芳博教授は、控訴審判決の た上でどれが作為、どれが不作為なのかという問いの立て方、 ぞれ当たると判断したものであるという見方を示しています。 について、「作為による遺棄」と「不作為による遺棄」にそれ まず、第一審判決がいかなる行為を遺棄の実行行為と認めたか 被告人側の控訴を受けて、福岡高判令和四年一月十九日は、 決に対してこうした疑問を呈するというものでした。

ないし確認などの必要性に目を向けさせるという点において優 務や作為可能性、問責対象行為と責任要件との同時存在の検討 行為と保護法益の危殆化との間の因果関係、不作為犯の作為義 な全体的思考方法に比べて、行為者の問責対象行為ないし実行 そうでなく作為と不作為とが一連の実行行為であるというよう

らね。 れほどありません。石黒弁護士は、本事件の主任弁護人ですか 部分を報告していただきましたので、私が付け加える内容はそ きましょう。もっとも、不作為については、石黒弁護士に相当 に分けていますので、先に不作為に関する判断についてみてい 次に、控訴審判決は被告人の実行行為の作為と不作為の二つ

務を履行すべき相当の期間内に葬祭を行わなかった場合に限ら て、 を害するといえることが前提になると考えられる。 切な時期に死体の埋葬を行わなかったという点で、上記の法益 義務を負う者が葬祭を行わないという不作為が作為による遺棄 的な宗教的感情や敬虔感情を害するとはいえない。死体の葬祭 葬祭を行わなかったとしても、それだけでは死者に対する一般 と構成要件的に同価値のものになったと評価するためには、 すなわち、①「埋葬義務者が死体の存在を認識した後、 遺棄に該当するのは、その者が死体の存在を認識してから同義 不作為について、控訴審判決は、次のように判示しています。 死体の葬祭義務を負う者が葬祭を行わないという不作為が したが 直ちに

ていること、

戸籍法が死亡又は死産の届出手続

(八六条)

を定

れる」、 よる死体の『遺棄』に当たらない」と結論づけました。 三時間)、葬祭せずにいたわけです。嬰児の死体の入った段 れでは、本件ではどうかというと、被告人は一日と約九時間 ると考えられるのであるから、その期間の経過をもって葬祭義 合であっても着手までにその程度の期間を要することもあり得 この点について、福永俊輔教授の言葉を借りますと、 を履行すべき相当の期間が経過したとはいえず…… 箱と一緒に。そこで控訴審判決は、 ೬ これが不作為による遺棄に関する一 ②「通常の葬祭を行う場 般論です。 不作為に 死体遺 ボー =そ

として禁止し (三条)、火葬等の許可申請手続 棄罪の 又は死産後二十四時間を経過しないうちの埋葬又は火葬を原則 論を導く上で、「墓地及び埋葬に関する法律」(墓埋法) かなければいけないわけです。 構成要件的同価値性という観点の下、成立要件を厳密に見てい たものということができるでしょう。不真正不作為犯ですから、 不真正不作為犯の成立に関わる極めて重要な指標を示し また、 控訴審判決は、 (五条) ①の一般 を定め が 死亡

話でした。

すが、 作為の方で、これについては遺棄に該当するという判 判断にも繋がっていくところなのかなと個人的には感じていま ないというのが控訴審判決の判断です。 あるいうことが示唆されていると考えます。 又はこれを害したというためには、やはり相応の留意が必要で れたことで、 こうして、本件における不埋葬という不作為は遺棄に該当し 特定の実行行為が遺棄に該当し、 最高裁に上告に及んだというのが石黒弁護士のお しかしながら、問題は 保護法益を危殆化し、

**をして注目に値する」と評価されています。** 

これは最高裁

それはひとまず置き、このような行為が作為ということで、 棚の上に置いた」ものとしています。確か石黒弁護士は「接着 であったと報告されていましたが、判文上はこうなっています。 テープ」というよりも、もっと張りつきにくい「細いテープ」 段ボール箱に入れて接着テープで封をした上、 ボール箱に入れて接着テープで封をし、その段ボール箱を別 この作為については、 控訴審判決は、 嬰児二名の 自室内にあった 死体を

険を法制度の面から具体化したものとみるべきであ\_ 限界づけたものではなく、本罪の予定する程度の法益侵害の危 の処罰範囲を本罪の保護法益の危殆化によって限界づけるも から区別された不埋葬自体の可罰性を検討するとともに不埋 ŋ

は、この点を、「単に作為可能性の見地から不作為犯の成立を めていることなどに言及しています。先ほど引用した松原教授

匿」という言葉が出てきました。そして、かかる隠匿は「他者

死体を隠匿する行為であるとして、本事件において初めて

祭を行う準備あるいは葬祭の一過程として行ったものではなく

がそれらの死体を発見することが困難な状況を作出するも

え……他者により適切な時期に埋葬が行われる可能性を著し

死者に対する一般的な宗

く減少させたという点において、

11

それは宗教的感情を害さないから遺棄に当たらないというのは 為が隠匿であって遺棄に当たるという点の評価については、 常に遺棄に該当するというのが適切といえるかどうか。死体・ よく分かります。しかし、そうした一過程にないからといって 感じています。ある行為が葬祭準備や葬祭の一過程であるとき、 黒弁護士や判例評釈を公表されている福永教授と同様、疑問を と結論づけています。箱に入れてテープで止めて置くという作 感情や敬虔感情を害するものといえる」から「「遺棄」に当たる」 な理解は必ずしも適切でないと思います。

体遺棄罪が成立するか否かを正面から問題にすべきだったの 対する追悼ないし敬虔感情を害したとまではいえないのではな いか。被告人は葬祭義務者であって、「葬祭懈怠」としての死 かという問題かもしれませんが、本件の諸事情を理由に死者に 少させたと本当に言えるのかも疑わしい。事実をどう評価する また、他者による適時適切な葬祭の履行可能性を「著しく」減 すというのがある意味では宗教的風俗とさえいえるでしょう。

遺体というのはできるだけ人目に晒すべきではなく、これを隠

成否に大きな意味を持つわけではないのではないかという重要 従って、本事案は、「葬祭懈怠という不作為」に法益侵害ない そうだからこそ翻って、別の人の葬祭を邪魔したから死体遺棄 な指摘があったところです。いずれにせよ、葬祭の準備ないし し処罰根拠があるというものであって、隠匿それ自体が本罪の であるという判断を下すことが果たして適切なのでしょうか。 過程である行為でなければ全て死体遺棄に当たるというよう

届いてよかったというところです。 こうして、最高裁判決に至るわけで、正当な主張が最高裁に

に従う形で、「一般的な宗教的感情や敬虔感情」を保護すると て最高裁が判断を示していることが挙げられます。社会的習俗 いうものです。 最高裁判決の意義として、まず、一九○条の保護法益につい

で死体等を遺棄又は隠匿すること」をいうとして、隠匿が遺棄 ているかは明らかではありません。 に当たるという従来の定義を踏襲する形をとっています。 いえ、この定義が十分なもの、遺棄概念を明確化するものとなっ 次に、遺棄について、「習俗上の埋葬とは認められない

隠匿行為が遺棄に当たるか否かを判断する方法とその際の考慮 当たっては、その態様自体が習俗上の埋葬と相いれない処置と いえるものか否かという観点から検討する必要がある」として、 さらに、「隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに

に、ただ今は体がきつくて動けないという理由で埋葬していな

そうすると、葬祭義務を懈怠したとはおそらくいえない。

人自身は葬祭意思を持っているわけです。私的埋葬をするため

理由があって、本判決の論理自体には問題がありますが、 松宮孝明教授が指摘されていますが、そうなるのにはおそらく の可能性を著しく妨げたという枠組みで判断しています。 に、「葬祭妨害」としての死体遺棄罪、つまり他者による葬祭

えるでしょう。 棄を否定したところにも、非常に大きな意味があります。 体のこん包及び設置の方法等に照らすと、その態様がいまだ習 的な判断を下しました。すなわち、「それが行われた場所、 うか。こうして、最高裁判決では、 による遺棄の「一つの限界」を示したという意味で、 ることはできないと言っているところだと思います。 つ重要なのが、隠匿行為の場所や方法を考慮しないと結論づけ 棄』に当たらない」として、無罪判決を言い渡しています。 俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められないから…… 念を定義した上で、本件隠匿が遺棄に当たるか否かを個別具体 日常的な用語法に従うと、水と油というイ 保護法益との関係で遺棄概 メージでしょ また、 重要とい 隠匿 遺 遺 死

めて、そう考えているところです。

最後に、本判決の意義や射程はどこにあるのかということで

事情について判示しています。「相いれない」というわけです

の見方もあります。さらに、本判決の趣旨を、相いれないといど、「乱雑な扱いをしていないこと」を考慮した結果であると無罪判決が、自室内であったこととか、段ボール箱に入れるなことにはならないという観測が既に一つ示されています。また、ことにはならないという観測が既に一つ示されています。また、遺棄とされてきた隠匿行為が広く遺棄に当たらなくなるという遺棄概念に大きな変更を迫るものではなさそうで、これまでると思いますが、本判決の一つの受け止め方として、これまでると思いますが、本判決の一つの受け止め方として、これまで

最高裁判決については、これから判例評釈がたくさん出

てく

たものという理解もあります。

いずれの理解もそのとおりかと

0

望ましい解釈論にも繋がっていきますが、

います。

なぜなら、

レジュメ**N**の

「結語」に示した死体遺

隠匿という行為が

う点で法益との関係での有害性を積極的に示すべきであるとし

はないか、むしろそういうものであってほしいという願望も含初めて法益危殆化が認められるということを意味しているのであく、「逸脱」というように大きく離れたような行為であってなく、「逸脱」というように大きく離れたような行為であってなく、「逸脱」というように大きく離れたような行為であってなく、「逸脱」というように大きく離れたような行為であってなく、「逸脱」というように大きく離れたような行為であっています。私としては、保護法益が抽象的であり、かつ本罪が思います。私としては、保護法益が抽象的であり、かつ本罪が

はありませんが、その射程を過度に限定するべきではないと思

なのではないかと考えるからです。ことを改めて確認した上で、さらなる解釈論に進んでいくべき祭義務者による隠匿は決して重要な意味を持たないものである祭義のような影響を及ぼすかを改めて考えてみたとき、葬

表た、不作為による遺棄の成立要件について、当然ながら本間」がいかなるものなのか、――この点については、既に研究的、作為による遺棄との同価値性を担保して、死体遺棄罪をより、作為による遺棄との同価値性を担保して、死体遺棄罪をより、作為による遺棄との同価値性を担保して、死体遺棄罪をより、作為による遺棄との同価値性を担保して、死体遺棄罪をより、作為による遺棄との同価値性を担保して、死体遺棄罪をより、作為による遺棄との同価値性を担保して、死体遺棄罪をより、作為による遺棄との「一般」を最大公約数的に把握的な宗教的感情」というときの「一般」を最大公約数的に把握的な宗教的感情」というときの「一般」を最大公約数的に把握的な宗教的感情」ということであれば、本罪の保いのか、いやそれは適切でないということであれば、本罪の保証法益の汲み取り方は非常に難しいと思われます。

ろではないかと解しています。死体遺棄罪を濫用してはいけなないということが、「相容れない」という言葉の意味するとこえません。保護法益の危殆化が明らかに認められなければならところで、ある行為が「遺棄」に該当するというのは適切と思本罪が抽象的危険犯であるとはいえ、保護法益の危殆化のない本罪が抽象的危険犯であるとはいえ、保護法益の危殆化のないさらに、保護法益の汲み取り方が難しいので、それを本当にさらに、保護法益の汲み取り方が難しいので、それを本当に

続けていきたいと思います。がは、私自身にとってこれからの課題ですので、今後も勉強をかは、私自身にとってこれからの課題ですので、今後も勉強ををどう見定め、どのようにして望ましい解釈論を構築していく論をしっかりと積み上げていくことが必要です。本判決の射程いと思います。そして、これを防ぐためには、一九○条の解釈いと思います。そして、これを防ぐためには、一九○条の解釈

上げたいと思います。本日はご清聴ありがとうございました。意を表しますとともに、無罪判決を得られたことに賛辞を申しに努力されたのだろうなと思います。そうした方々に心から敬め、実務家や学者など、本事件を支えてこられた方々は、本当め、実務家や学者など、本事件を支えてこられた方々は、本当

先生、よろしくお願い申し上げます。

岡本:澁谷先生、ありがとうございました。続きまして、内藤

せていただきたいと思います。いします。では私からは刑事訴訟法上の問題点について説明さいします。では私からは刑事訴訟法担当の内藤です。よろしくお願

死体を隠匿したという認定をすることは許されるのかというこす。すなわち、死体を放置したという検察官の主張に対して、今回はその点に限定してお話をさせていただきたいと思いまいかという点にあります。それ以外にもあるんでしょうけど、いかという点にあります。それ以外にもあるんでしょうけど、刑事訴訟法上の問題点というのは、まず公判前整理手続で明刑事訴訟法上の問題点というのは、まず公判前整理手続で明

うものでした。

いうことで、放置ではなく作為による死体遺棄を認定したとい

はじめに検察官の主張と事実認定の流れについて確認しておとです。

隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作出したと は公訴提起の段階で起訴状に記載された上、自室内の棚上に は公訴提起の段階で起訴状に記載されたものです。ただこれだ とよく分からないので、弁護人としては、箱に入れたこと、す なわち作為と、それから放置したという不作為のどちらを問題 とするのか不明であるとして釈明を求めています。これに対 とするのか不明であるとして釈明を求めています。これに対 とするのか不明であるとして釈明を求めています。 これに対 とするのか不明であるとして釈明を求めています。 これに対 とするのか不明であるとして釈明を求めています。 これに対 とするのか不明であるとして釈明を求めています。 これに対 とするのか不明であるとして釈明を求めています。 これに対 とするのか不明であるとして釈明を求めています。 これに対 とするのか不明を選集したという主張がありました。 これに対 とするのか不明であるとして釈明を求めています。 これに対 とするのか不明であるとして釈明を求めています。 これに対し、控訴審判決は先程言いましたように死体を ます。これに対し、控訴審判決は先程言いましたように死体を において きたいと思います。検察官からは、被告人は被告人宅において きたいと思います。 ということが困難な状況を作出したと

す。今回、

特にこの点が問題となります。

告不理の原則、あるいは訴えなければ裁判なしの原則といいま裁判所はこの公訴された事実というのが認められるかどうかと成がり、あくまでも裁判所の事実認定を行うということなんですね。これに対にするというシステムもあります。ドイツやフランスなどの職にするというシステムもあります。ドイツやフランスなどの職にするというシステムもあります。ドイツやフランスなどの職権探知主義型の刑事訴訟を採用している国であればこういう視権探知主義型の刑事訴訟を採用している国であればこういう視権探知主義型の刑事訴訟を採用している回じですね、表判所はこの公訴された事実というのが認められるかどうかと裁判がして反論を行います。ここで問題となっているのはですね、

という名前が出てきましたが、訴因という制度については説明に見ていくというやり方を簡単にいうと当事者主義の訴訟といに見ていくというやり方を簡単にいうと当事者主義の訴訟といいます。この当事者主義の訴訟の訴訟構造においては、両当事で明確であるということが前提です。ということはですね、検察官の有無について争うことが前提です。ということはですね、検察官の有無について争うことが非常に重要になり、被告人にとって明確であるということが前提です。そこでポイントになる実の有無について争うことになります。そこでポイントになる実の有無について争うことになります。そこでポイントになる事という名前が出てきましたが、訴因という制度については説明という名前が出てきましたが、訴因という制度については説明という名前が出てきましたが、訴因という制度については説明という名前が出てきましたが、訴因という制度については説明という名前が出てきましたが、訴因という制度については説明という名前が出てきましたが、訴因という制度については説明という名前が出てきましたが、訴因という制度については説明という名前が出てきましたが、訴因というというという。

思いますので簡単に見ておきますね。たいと思います。多くの人が刑事訴訟法を履修されていないといて、まず確認をした上で刑事訴訟法上の問題点に入っていきいて、まず確認をした上で刑事訴訟法上の問題点に入っていき

起があって訴訟を開始しますけれども、被告人の側ではこれに弁護人というのは被告人の側についています。検察官の公訴提刑事訴訟に登場するのは裁判所、検察官、被告人の三者です。

する必要があります。

資

示しつつ〕これは起訴状そのものではないんですけれども、控 検察官は公訴提起します。それをどうやって行うかというと して行うわけですね。起訴状というのはどういう を あしいうのはできる限り日時、場所及び方法をもって罪となる のが公訴事実と呼ばれる部分です。で、公 等にポイントになるのが公訴事実と呼ばれる部分です。で、公 等にポイントになるのが公訴事実と呼ばれる部分です。で、公 等にポイントになるのが公訴事実と呼ばれる部分です。で、公 がき事実を特定せよと、こういう風になっています。起訴状で いうとこの部分ですね。いつどこでどういうことをやった、い のというのはできる限り日時、場所及び方法をもって罪となる いうとこの部分ですね。いつどこでどういうことをやった、い がき事実を特定せよと、こういう風になっています。起訴状で いうとこの部分ですね。いつどこでどういうことをやった、い がき事実を特定せよと、こういう風になっています。起訴状を いうとこの部分ですね。いつどこでどういうことをやった、い のというのはどういうと に なる いうとこの部分ですね。いつどこでどういうことをやった、い のうとこの部分ですね。いつどこでどういうことをやった、い のうとこの部分ですね。いつどこでどういうことをやった、い のうとこの部分ですね。いつどこでどういうことをやった、い のうとこの部分ですね。いつどこでどういうことをやった、い のうとこの部分ですね。いつどこでどういうことをやった、い のうとこの部分ですね。いつどこでどういうことをやって いうとこの部分ですね。いつどこでどういうことをやった、い のっと、「スライドNo 2 を表 いうと、「スライド No 2 を表

務は葬祭の義務であるという風に説明をしています。 ですね。つまり、一連の行為であって、放置における作為義だけれども、実行行為は本件公訴事実の一連の行為だと述べた官は隠した行為とそれを放置し続けた行為と二つに分けれるんですね。つまり、一連の行為であって、放置における作為義だけれども、実行行為は本件公訴事実の一連の行為だ思想なのかということを聞いたときに、検察する。 室の棚上に放置した。この点については弁護人も争っていませ同日頃に出産した本件各嬰児の死体を段ボールに入れた上、自す。被告人が令和二年の何月何日頃に当時の被告人宅において、訴審判決からみえる起訴状の記載というのがこちらになりま

問題は次です。

論告では作為及び不作為による死体遺棄があるということで、 すけれども──[スライド№3を表示しつつ]こういう流れだっ 張をしていました。で、この点がどういう風に変化していった 嬰児の死体を段ボール箱に梱包し、自室内の棚上に置いて隠 たということを認定しています。 際には作為による、つまり隠した、隠匿による死体遺棄があっ による死体遺棄はあったかという観点から判断をして、 両方とも主張しているんですね。で、控訴審は作為及び不作為 体遺棄があったと。で、これも微妙なんですけれども、一審の たと思います。当初の主張としては放置という不作為による死 かというのを見ると、――必ずしも正確じゃない部分もありま 続させた行為が作為及び不作為による遺棄に該当すると言 した上、その後発覚するまで丸一日以上放置して隠匿状態を継 ち被告人が妊娠、出産の事実を隠そうという意思の下で本件各 いるんですね。ここで、作為と不作為と両方あるんだという主 第一審の論告で次のように検察官は主張します。すなわ

人側からすると、。これは放置を問題にしているでしょう。と、の行為をどのように法的に評価して認定するかということ分」の行為をどのように法的に評価して認定するかということ分」の行為をどのように法的に評価して認定するかということのブルーで示した部分〔上段の「被告人のとった行為」の部このブルーで示した部分〔上段の「被告人のとった行為」の部このブルーで示した部分〔上段の「被告人のとった行為」の部このブルーで示した部分(上段の「被告人のとった行為」の部このブルーで示した部分に対しているでしょう。と

発見することが困難な状況を作出したということで認定をして いるので、この点にずれがあるのではないかということです。 いう態度が多々見受けられたようです。これについては後ほど スライドMosを表示しつつ〕それで当初の公訴事実ですね、 控訴審はこれに対して死体を隠匿し他者が死体を

起訴状に記載されていた部分というのは概ねこの内容です。

因として明示されたのは①の行為、 匿があって、この隠匿は段ボール箱に入れることである、 体をタオルにくるんで段ボール箱に入れ、 く分からないんですね。仮に訴因が特定されたものとして、 …」、という不作為犯の説明をしています。で、この部分がよ たときに、一連の行為と言った上で「放置における作為義務は えるでしょうか。どちらの行為ですか、 けです。ここで、弁護人の求める訴因の特定は達成されたとい する釈明として本件の実行行為は本件公訴事実の一連の行為で かということについて確認を求めるもので、検察官はこれに対 人による求釈明は、被告人が訴えられている事実はこの①隠 き続けることである、と。こういう行為なんですね。で、 そうではなく、これを放置として見た場合にそれを継続的に置 題かというと、〔スライド№6を表示しつつ〕行為としては隠 などした。この括弧書きは私が追記しています。これは何が問 ②放置のいずれかが分からないし、あるいはその 放置における作為義務は葬祭義務だという風に言ったわ ②の行為、 訴因は何ですかと聞 棚の上に置き続ける あるいはそれら 両方なの ځ

> だったように思います。 両方のいずれと理解されるでしょうか。 ここが本件のポイント

時間しか経過していない。この段階での葬祭義務違反とい ていないわけですから、「二四時間以上経過したけれども三三 えられる反論の内容としては、死産後の時間がそれほど経過し とすればどのような義務かということが問われることになるで 体を隠したわけではない、このままではかわいそうだし寒いだ う主張、それからもう一個考えられるのは死体を放置して遺棄 ども――一つ考えられるのは死体を隠匿して遺棄したんだとい しょう。実際その点について検察官は葬祭義務っていうのがあ 察官からあったとすれば、そもそも作為義務はあるのか、 が考えられます。これに対して死体を放置したという訴えが検 ろうからとった行為だ、葬祭の一過程なんだ。」、こういう反論 変わってくるんですね。訴因として―― ことを刑事訴訟では防御って言いますけれども― て防御方法 るんですという釈明をしています。で、それに対し、さらに孝 ついて防御方法を考えてみた場合、違いが出てくるわけです。 したんだという主張、それぞれ考えられます。で、それぞれに 死体を隠匿したという主張があったとするのであれば、「死 で、なぜ訴因の話にこだわるかというと、 ――防御方法というのは一般に被告人側が反論する 検察官の主張ですけれ 訴 因 の違 -防御方法が によっ

!まだ認められないんだ。」、こういった反論が可能です。 訴えられた内容が何かによって弁護側も対応す

は

問題なのは、

問題があったのではないかということなんですね することができます。その意味でこのような不意打ち的認定に 的訴訟構造においては検察官の主張とこれに対応する被告人の と立証をすることができました。しかしながら、当初訴因とし 初の争点であった放置による死体遺棄には十分に対応し、反論 です。これちょっと不意打ち的なんですね。被告人としては当 ると一応潰せたわけです。そうすると無罪じゃないかって思う な感じですー て言うと、特に防御権説から見た場合にですね―― 〔スライド うことなんですね。で、訴因の意義、機能から見た問題につい れているかということが明確になっていなければならないとい 防御というのがしっかり尽くされてこそ、裁判所は事実を認定 でしょうか。先程お見せしましたように、こういう当事者主義 ては反論する機会を与えられていなかったというべきではない て明示されていなかった隠匿による死体遺棄という事実につい ないとしながら、遺棄して隠匿したという認定をしているわけ ところなんですけれども、控訴審は放置して遺棄したとは言え を持ってきたんですけれども、検察官と被告人の戦いってこん №7を表示しつつ〕これは刑訴法を習っている人用のスライド る内容が変わってくるわけですから、自分が何について訴えら –放置して遺棄したという主張は被告人側からす

てきましたので少し見ておきたいと思います。ちょっと難しいしているかということについて、授業で使っているものを持っ〔スライド№8を表示しつつ〕判例は訴因をどのように理解

為犯かという構成の仕方なんですね。作為、不作為の違いとい

さて、今回問題となっているのは、

作為犯か、あるいは不作

りますよと、つまり日時、場所、方法等が多少曖昧でもこの部 これが認められた場合に有罪となって、出口の部分で罪となる けど訴因というのは、訴訟が始まる前の入口の主張の部分です。 罪となるべき事実だと考えるんですね。ちょっと難しいんです だというんですけれども、その中でも審判対象、つまり裁判所 ここに来るだろうということです。その上で、審判対象は訴因 実以外の事実であって、日時、場所、方法という要素は一般に 事実として必須の事実です。これは構成要件に該当すべき具体 風に規定しているんですけれども――これは私の考えではない 分がはっきりしていればいいという風に考えているようです。 該当すべき具体的事実が明らかになっていれば訴因の特定があ 象ですが、判例は審判対象が明示されていれば、つまり罪とか べき事実として認定されるということになります。この審判対 があったかなかったかを認定しなければいけない事実は、この 部分が――bの部分ですね――構成要件に該当すべき具体的事 的事実を意味します。そしてその外縁に当たる薄いピンク色の ところなんですけれども、刑訴法二五六条三項は、できる限 るべき事実として必須の事実、より具体的にいうと構成要件に いう風に分析されます。すなわち中核に来るのが罪となるべき んですが――判例はおそらくこのように考えているんだろうと 1時、場所、方法をもって罪となるべき事実を特定せよという

は言えなさそうです。 構成要件内に含まれる事実というか評価の違いなので、 かということなんですね。いずれも死体遺棄罪ですので、 にずれているのか。構成要件に該当すべき具体的事実がず いった意味では構成要件に該当すべき具体的事実の違いとまで しかしながら、下級審判例ですが、 るのか、それともその周辺の事情のズレの問題にすぎないの は罪となるべき事実の違いなのか。ここの部分がどの そう れて よう 同

この二つの違い、

作為犯

と思います。 ります。それに準じたものというのは、構成要件は同一であっ 罪となるべき事実のずれに準じたものとして判断したものがあ と不作為犯の両者の行為態様というのは基本的に異質だとして、 いうところですね。で、そういった前提で本件を見ていきたい ので、おそらく学説も判例もここは争わないんじゃないかなと 異にするということで、違うとみているということです。 たとしても作為構成、不作為構成の違いというのは法律構成を です

> す。一連の行為という言い方をしているので、全体として、 ね。 義務である、と。ただ、この説明では、この三つの類型のどれ 訴事実の一連の行為であって、放置における作為義務は葬祭の かりません。結果、検察官として訴因の特定に向けた尽力がき 個の行為として明示した、特定したというのがですね、よく分 いうことでしたが、不明確な回答だったのではないかと思いま に当たるかっていうのは明確になっていないように思うんです は !釈明しました。すなわち、本件の実行行為というのは本件公 弁護人の石黒先生たちは、行為の個数について質問したと

認めて、公訴棄却すべきだったように思いますし、やはり実務 ちんとなされたのか、個人的には訴因不特定として刑訴法三三 ますけれども、実際のところどうだったのかなと思うところで ね、ここは分からないんだったらそこを追求すべきだと述べて 上どうかっていう話と関係するんですけれども、授業ではです 八条四号の公訴提起の手続に違法があるときに該当することを

ろうな」と、少なくとも弁護団としてはそういう風に認識され れば、まあ放置による死体遺棄ということを言ってきてるんだ のどの類型に当たるのでしょうか。「一応特定できているとす きていたとすれば、 についてコメントします。一応、仮にこの釈明で訴因が特定で たということでしたし、実際に具体的な訴訟の進行状況を見て その上で、次に訴因逸脱認定があったのではない 〔スライド№10を表示しつつ〕①、②、

は当初の公訴事実をより具体的にしたのかな…、

あるいはその両方で訴えられているのか、

です。

ともあれ一応 検察官

か

ポイントになるのはここですよね。隠匿だったのか放置だった きないわけですね。そうすると、〔スライド№9を表示しつつ〕 えられているかっていうことが明らかでないと十分な防御がで ということです。先程ちょっと見ましたように、

|題点の一つ目はですね、

訴因が不特定だったのではない

す。

何について訴

資

前提にしてもこのようなことが言えたのではないかと分析してもこの点が争われていたようです。だとすれば、箱に入れた行為というのが問題となりそうです。だとすれば、箱に入れた行為というのが問題となりそうです。だとすれば、箱に入れたという隠匿による死体遺棄の認定というのは訴因逸脱認定で、許されないものだったのではないかということになります。私は必ずしも判例を絶対視するわけではありませんが、判例を私は必ずしも判例を絶対視するわけではありませんが、判例を私は必ずしも判例を絶対視するわけではないかと分析してもこの点が争われていたようです。仮にこの釈明で訴因が特定もこの点が争われていたようです。仮にこの釈明で訴因が特定

私からは以上です。ご清聴ありがとうございました。

おります。

岡本:内藤先生、どうもありがとうございました。それでは、

岡田先生、よろしくお願い申し上げます。

私、岡田の方からお話をさせていただきます。 岡田:死体遺棄罪の予防に向けた刑事政策的検討ということで、

罪の予防に向けてなされるべきことは何かということを検討しは本件死体遺棄事件についての最高裁判決を素材に、死体遺棄でさせてください。刑事政策というのは犯罪予防のための様々をさせてください。刑事政策というのは犯罪予防のための様々をさせてください。刑事政策というのは犯罪予防のための様々ところで、この場には、刑事政策って何ですかと疑問を持つ私、岡田の方からお話をさせていただきます。

明らかにしてみたいという点にあります。についての一般論から死体遺棄罪の予防に向けて必要な施策をてみたいと思います。その狙いは、刑法解釈と犯罪予防の関係

うような確実な効果が期待できない手段に訴えないことが大事 防はOKと、そこまで単純にベッカリーアが考えていたわけで という本を読んでみますと、ただ犯罪を明確に定めれば犯罪予 という犯罪を予防する効果も狙って説かれていたと考えられて 置くことによって、「これをすれば犯罪になるのだ、やめよう」 くて、ベッカリーアが意図したのは刑法に明確な犯罪の規定を ならないということを説いたわけです。ただ、それだけではな ました。犯罪と刑罰が予め明確に法律で定められていなければ う、イタリアのミラノの人です。彼は、罪刑法定主義を主張し を罪刑専断主義だと批判したのが、ベッカリーアです。今でい 権力者が恣意的に定めて、恣意的に刑罰権を行使していまし ことを今から二六〇年前にベッカリーアは述べていました。さ なのであって、教育の完成こそが実は大事なのだ。」こういう はないというのがこの引用句ですね。「一方的な禁止命令とい います。もっとも、ベッカリーア自身が著した『犯罪と刑罰 たわけです。そのような時代に、こうした刑事法の運用のこと 台に、あるいは、処刑台以前に、即殺されるという時代があっ た。したがって、権力者の御機嫌を損ねますと、ただちに処刑 います。今から三百年ほど前に遡ってみますと、犯罪と刑罰を まず、刑法と犯罪予防の関係を改めて確認しておきたいと思 せれば、

かは直ちに明示されない。そうしますと、

つまり、

条文からは、

何が死体遺棄に該当する行為なの

ベッカリーアに言わ

うことが条文からはただちに読み取れないという問題が出てき

言い方をすると、

日本では刑法が犯罪予防の役に立たないと言

る効果を発揮しえないということになります。

つまり、

きつい

刑法というルールが犯罪とそれに対する刑罰を予告す

てこのような主張をベッカリーアがしていたことに注意をした かということを考えてみたいと思います。 では刑法の解釈は犯罪予防にどのような影響を与える

緩やかに解釈されていまして、それが犯罪予防にどのように影 す。実は、 法各論Iの講義においても、こうした話はいくらでも出てきま でも犯罪構成要件の話をちらっとした段階ですが、 響を与えるのかということが問題になります。他の研究者の ただけるのではないかと思いますし、 れは澁谷先生の刑法各論Ⅱの講義で聞かれている方もご理 常に緩く解釈される方向であったと言われております。 本の判例においては、 判例においては犯罪構成要件の中身が次から次へと 犯罪構成要件にかかる解釈とい 私自身の刑法総論の講義 来年度の刑 うの

> えるわけです。 ゃ

うな判例による解釈に、多くの学説は従っているのです。 いう前提に立ってしまいますので、 |死体遺棄罪についても同様の傾向がみられます。そうします 、々からお叱りを受けることは覚悟の上で言いますと、このよ 結局、 最高裁判例で示されたことは、 その結果、 解釈として正しいと 何が犯罪かとい

> 件被告人の所為は、まさに刑法百九十条所定の死体を遺棄した その殺した死体を屋内の床下に運び、これを隠匿したという本

最高裁昭和二十四年十一月二十六日の判決は、人を殺した者が 棄なのだと、大審院の大正八年の判決は示しています。

また、

ているから、先ほど石黒弁護士のお話にも出てきたように、 行為に該当すると判示しています。実はこのような理解に立

人罪などの捜査の入り口で、まず死体遺棄罪で立件だというこ

生のご報告にもありましたように、作為と不作為、 したとしても、死者の尊厳を守るための埋葬と言えなければ潰 ると判例は言っているんですね。作為類型として、 に見ておきたいと思います。死体遺棄罪には、 言えるのでしょうか?そこで、従来の死体遺棄罪の解釈を簡 死体遺棄罪についてはそんなことは当てはまらな 先ほどの渋谷先 死体を土葬 どちらもあ

論の教科書でぜひ、死体遺棄罪のところを、見ていただきたい 類型もあるということが、従来言われてきたわけで、これは学 うわけで、 その場から離れる行為をも遺棄に当たると言っています。 祭をなす義務を有する者が、葬祭の意思なく、これを放置して 説においても、全然異論なしと言ってよいです。実は、 と、大審院大正六年の判決では、亡くなった方の親族など、 とが横行するわけです。さて、次に不作為の類型を見てみます んです。果たして、 判例においては、 その記述に何ページ使われているでしょう 死体遺棄罪には作為類型も不作為 刑

す。 論の積み重ねというほどの解釈論が死体遺棄罪にはないんで ると、一ページで終わるというのが普通です。ですから、解釈 も一生懸命に見ましたが、まあ、長くて、三ページ。どうかす ・この報告にあたって、手元にある刑法各論の教科書をどれ

ども、そこで体調が悪化して、結局病院で亡くなられました。 ているわけですけれども、ここで、ウィシュマさんという人の うことは、死体遺棄罪の規定からはわからない。そうすると、 どうしたら死体遺棄罪に当たる行為をせずに済むのか、とうい 非常に広いものになります。 罪に当たると考えられてきたため、 い、葬祭義務者による死体放置等の不作為というのが死体遺棄 バーステイという理由で、入国管理局に収容されたんですけれ お話を挙げさせていただきます。このウィシュマさんという方 私たちはうっかりすると死体遺棄罪を犯すという状況に置かれ ぬ出産をして、それが死産であったという場合に、その女性が は言えない行為、例えば、死体の尊厳を守るための埋葬ではな さて、こうした判例と解釈論を踏まえると、葬祭の一過程と いわゆる出入国管理法の改正が大きく騒がれた時に、 例えば、妊娠を隠さざるを得なかった女性が思わ 死体遺棄の概念というのは

死体遺棄罪だということで捜査されたりしたことあるんでしょれていると言うべきです。ところが、こうした公務員の行為がれていると言うべきです。ところが、こうした公務員の行為がきないという状態に置かれることは、ある種の葬祭妨害がなさきないという状態に置かれることは、ある種の葬祭妨害がなさきないという状態に置かれることは、ある種の葬祭妨害がなさいという状態に置かれることは、ある種の葬祭妨害がなされていると言うべきです。ところが、こうしたことあるんでしょれていると言うべきです。

る効果を発揮する前提がそもそも欠けていると言わなければなる効果を発揮する前提がそもそも欠けていると言わなければながあります。そうすると、死体遺棄罪がどのような場合に成立があります。そうすると、死体遺棄罪がどのような場合に成立があります。そうすると、死体遺棄罪がどのような場合に成立があります。そうすると、死体遺棄罪がどのような場合に成立があります。そうすると、死体遺棄罪がどのような場合に成立がありません。これが決めに言えば問題なのです。こうした必務員によるある種の葬祭妨害行為が捜査のる効果を発揮する前提がそもそも欠けていると言わなければなる効果を発揮する前提がそもそも欠けていると言わなければなる効果を発揮する前提がそもそも欠けていると言わなければなる効果を発揮する前提がそもそも欠けていると言わなければなる効果を発揮する前提がそもそも欠けていると言わなければなる効果を発揮する前提がそもそも欠けていると言わなければなる効果を発揮する前提がそもそも欠けていると言わなければなる効果を発揮する前提がそれば、

ので、繰り返しません。もっとも、死体遺棄罪の予防に向けて、最高裁判決の内容については、既に繰り返し触れられています最高裁判決は根本から改めるものと言えるのでしょうか?このさて、このような死体遺棄罪の解釈についての現状を今回の

らないのです。

来日されて、そして対面できたのはそのまた二週間後、つまり

ているのですが、妹さんなどが、五月一日、その約二か月後にただ、ここで確認していただきたいのは、三月六日に亡くなっ

の場合は死体遺棄罪に当たるという余地があると若干の言及を 嶋矢貴之さんは、 ビニール袋にこの死産後の赤ちゃんのご遺体を入れたという場 どころじゃなかったわけです。そして、たまたま死産した赤ちゃ 死体遺棄罪には当たらないということは言えそうです。しかし は、省令に基づいて医師の手で死産証書が作成され、妊婦だっ 婦が流産し、死産し、それが胎児の形をしていたという場合に をえません。私が調べたところによると、産婦人科病院等で妊 合、どうなるでしょうか?本件最高裁判決を前提にした上で、 妊娠を打ち明けられないまま死産後に途方にくれ、たとえば に当たりませんと言っているに過ぎません。それでは、 んを本件のような箱に入れていたことを、最高裁は死体遺棄罪 本件のリンさんが産婦人科を受診できたでしょうか?受診する 村役場に提出すると、許可証が発行され、適正な葬祭を行えば、 た者が、死産届、 かという点を明示してるかと言えば、そうではないと言わざる という場合に、死体遺棄罪を犯さないために何をすれば良 ざるを得なかった女性が思わぬ出産をし、それが死産であった もちろん、 棄概念を限定したということは確かに言えるだろうと思 しかし、先ほどちょっと問題にしたように、妊娠を秘匿せ が :死体遺棄の概念を明示できているかを考えてみますと、 従来の最高裁などによる判例と比較すると、 既に『法学教室』におけるご論考の中で、こ 死産証書、 及び死体埋火葬許可申請書を市町 誰にも 作為の

> ぞということが犯罪予防につながるかと言えば、そんなエビデ うことは、不確実な処罰、つまり、いつ処罰されるかわからん う形で、今から二十年ぐらい前に既に指摘されています。とい ば、実は、犯罪の確実な処罰と犯罪予防との間には相関性があ あるかと言えば、それはないでしょうと言わなければなりませ が未だに不明確である以上、そのことと犯罪予防との ンスはどこにもないんですね。そうすると、死体遺棄罪の成立 ついては、犯罪行動に影響を与える効果が認められるのだとい のことは、津富宏先生の御研究の中で、 スに基づいていなければいけないというものです。それによれ たというだけではだめで、いくつものデータ、 防する実証的な根拠があるというためには、こういう例があ ている観点なんです。これは、ある犯罪予防の施策に犯罪を予 する必要があります。これは刑事政策で、最近とても重視され す。ここでは、「エビデンスに基づく政策」という観点に ることはエビデンスに裏付けられていると言われています。こ いうことを、 ここで、死体遺棄罪を予防するためにそもそも何が必要かと 刑事政策という観点から考えていきたいと思 刑罰の確実性の認 即ち、 エビデン 相関性が

ある種予知していた、ないし、肌で分かってたということなん拠に裏付けられていました。そういうことを、ベッカリーアは

されています。

実証的

ならざるを得ないのです。実は、先ほど紹介したベッカリーア

ん。こういうエビデンスに基づく政策という観点からは、

が二六○年も前に言ったことは、後から考えると、

料

さて、そこで現状では、死体遺棄罪とはどのような行為を指だろうと思うんですね。

できなくなってしまいます。先ほど、最高裁の前に本件控訴審 ショックを受けますよね。そして途方に暮れてしまって、 人親が急に亡くなれば、残された五○台の独身の息子は当然 ご自宅で急に亡くなってしまう場合です。大切に思っていた一 はありません。問題は、そのような方が、周囲から孤立しても しょ、と皆さん思われるかもしれませんが、私は具体的にそう か飯は食えているという場合です。そういう方なんかいないで の高齢で独身の子が引きこもってて、一人親の年金で、 帯事例です。つまり、社会的に孤立している世帯で、私ぐらい うか。もう一つの例は、今度は不作為が問題になりうる孤立世 としても、死体遺棄罪が成り立つことになるのではないでしょ に入れたという場合です。この場合、今回の最高裁判決を前提 にすると、孤立出産後に亡くなった嬰児のご遺体をゴミ袋など つ目が、孤立出産事例。例えば、 弁護士のご報告の中でもまさに類型化されていたものです。 いであろう事例を二つ紹介したいと思います。これらは、 すのかが規範で明記されておらず、さっぱりわからないから、 一生懸命その親の介護を独りでなさっていたところ、 いう方を知っています。決して少なくはないです。稀有な例で せん。これを前提に、死体遺棄罪に問われる、非常に問題が多 何をすれば私たちが死体遺棄罪を犯さずに済むのかがわかりま 特に嶋矢さんのご論考を前提 その親が なんと 何も

を明確にする解釈を示すことが課題なのです。

みがなされるべきです。こうした方向で死体遺棄罪の成立範囲みがなされるべきです。こうした方向で死体遺棄罪の成立範囲を遺棄罪の犯罪構成要件に当たらないと示していて、これは重要なに経過してしまった場合、どうなるんでしょうか?福岡高裁にに経過してしまった場合、どうなるんでしょうか?福岡高裁にに経過してしまった場合、どうなるんでしょうか?福岡高裁にに経過してしまった場合、どうなるんでしょうか?福岡高裁にに経過してしまった場合、どうなるんでしょうか?福岡高裁にに経過してしまった場合、どうなるんでしょうか?福岡高裁には、死体遺棄罪をできるだけ予防すべきだという判断でしたね。では、正統は重要なです。こうした方向で死体遺棄罪の成立範囲を収入がなされるべきです。こうした方向で死体遺棄罪の成立範囲をがないます。

されていかなければいけない、ということは言うまでもないこだ、こういうことが検討されなければいけないし、それが限定だ、こういうことが検討されなければいけないわけです。そのと一緒ですか?こういうこともそこでは問われているわけでのと一緒ですか?こういうこともそこでは問われているわけでのと一緒ですか?こういうこともそこでは問われているわけでのと一緒ですか?こういうことも考えなければいけないし、それが限定だ、こういうことが検討されなければいけないし、不真正不作為犯が成り立つといたところですけど。とにかく、不真正不作為犯が成り立つといたところですけど。とにかく、不真正不作為犯が成り立つとい

る内田博文先生だということは、

昨日の講義で、

ちらっと言

という行為は死体遺棄罪に当たるか?当たるんだというのであ 例えば、孤立出産した死産児を適切に葬祭することができない うとしたら、孤立出産、 スクの高い状況を防ぐ政策の実施が必要不可欠です。 れば、そもそも孤立出産など死体遺棄罪に当たる行為に至るリ ですか?これが、 スクが非常に高くなってしまうということになってしまいま 解釈、あるいはこの最高裁の解釈を当然の前提だと、 しかし、問題はそれだけなのだろうかということです。 そうならないための施策も考えないとおかしいんじゃない 女性が望まない妊娠を防ぐための教育であるとか、 最後に皆さんにお考えいただきたいことです。 孤立世帯の場合は死体遺棄罪を犯すり 具体的に 仮に言 従来

娠

のリスクがある行為をしたという時、

緊急避妊薬がすぐに使

と思います。ご清聴ありがとうございました。

う 劇だと考えれば、最高裁がスタンスを変えない以上、 罪としたことは一度もありません。その結果、起こっている悲 だけ問われるはずなんですけど、最高裁がそれを認めない ば、 だというのは大きな問題があります。そもそも、 その親もその子に依存せずに、生活が送れるようにする。 当該高齢の子が親に依存せずに自立できるように、 うか。これが、一つ目に、検討しなければならない点です。 は、 すよね。最高裁が適法行為の期待可能性がないことを根拠に無 した政策が必要不可欠ではないか。これらのことをしないでお 束して、今日のところは勘弁していただくしかないのですが、 まだ私も具体的に詰め切れていません。今後詰めることをお約 な孤立を防ぐ政策の実施というのが必要不可欠です。この点は、 よる可能性を広げていくことなどが必要不可欠ではないでしょ れをもっと母体に負担のかからない、例えば人工妊娠中絶 ローチで悲劇を防ぐ必要があるのではないでしょうか?こう いて、残された高齢の子が葬祭できなかった場合に死体遺棄罪 つ目には、孤立世帯事例というのを考えた場合に、その社会的 えるであるとか。そもそも、 <sup>5</sup>問題提起をして私の拙い報告を終わりにさせていただきた 非常に母体に負担がかかる形でしか行われてい 刑法における責任というのは、適法行為が期待可能な時に 日本では、 従来から人工妊娠 本来的に言え 、ませ もちろん、 違うアプ

とだろうと思います。

資

料

ご質問のある方は、挙手をお願いします。それでは、挙手され ますので、今報告された先生方はマイクの近くに来て下さい。 岡本:とりあえず、質疑応答の時間を少しでも設けたいと思い た方、ご質問をどうぞ。

ちょっと納得できないのです。 て葬送しなかったっていうことが死体遺棄罪に繋がるのかが しまうんです。そうすると、なんでその葬祭義務者が、あえ 棄罪はそうした葬祭義務者の感情を保護しているように感じて がしています。というのも、 ですけど、それを考えると、葬祭義務者が不作為によって死体 死体隠匿は死体遺棄罪で処理されるとおっしゃってたと思うん が遅れるという意味で葬祭義務者による葬祭妨害があるから 質問者A:死体の隠匿のロジックのところで、埋葬される時期 た感情を持つのは埋葬や葬祭の義務を負う者であって、 対する一般的な宗教感情や敬虔感情であるという場合、そうし 遺棄罪になるというのが、保護法益に照らしてみると微妙な気 死体遺棄罪の保護法益が、 死体遺 死者に

岡本:それでは、 石黒先生からご回答をお願いします。

隠匿という行為によって、葬祭義務者から死体が隠れるわけ 私もその疑問を持っていたんですね。少しお話をすると、要は 石黒:ありがとうございます。本当に率直なご疑問でなおかつ

う部分も含めて、

私はすごく共感するんですね。

うやって葬祭すればいいのかわからないという場合も。すぐに また、日本人であっても、例えばお身内がなくなった時に、ど 害のお話をしなくてもいいではないですか。例えば、本人は将 す。しかし、本人が葬祭したいというのであれば、 者による葬祭と変えてしまうと、リンさん以外の人たちという よる葬祭を妨害したと変えているんですよね。このように、他 葬祭義務者の葬祭を妨害したという教科書的な説明を、他者に はずなんです。しかし、福岡高裁は、これまでになされてきた に対する一般的な宗教的感情ないし敬虔感情を害するというの 葬祭義務者による隠匿は、処罰の意味があまりないのではと思 持ちがある時に、葬祭妨害の余地はないという疑問がある時に、 はその方法はわからないけど、とにかく葬祭はしたいという気 来的に葬祭したいけども、日本に来てまだ間もないという場合。 のが出てきて、その人たちが一体どこまでのその宗教的感情と た時に同じような理屈が当てはまるかというと、そうではない んです。そこで、今回のように葬祭義務者自身が隠匿行為をし は、葬祭義務者以外の人が死体を隠したケースを想定している が、隠匿が死体遺棄にあたる説明の一つなんですね。この説明 なきゃいけないご遺体が埋葬できなくなることによって、 で、それによって適時な葬祭が妨げられ、適時適切に埋葬され います。だから、今のご質問には、保護法益を侵害したかとい いうのを考えなければいけないのかという話が出てくるんで 別に葬祭妨

の先生方から補足があれば、お願いします。澁谷先生。何かあ 岡本:よろしいでしょうか。 ればどうぞ。 ご質問ありがとうございます。

他

**澁谷:**大丈夫です。全くその通りだと思います。

石黒:すみません。ありがとうございます。

岡本:それではもう一方くらい、もし質問があれば、

お願いし

生に喧嘩を売る形になってしまうんです。 その前提として、ちょっと申し訳ないんですけれども、 だきました。多分、石黒先生へのご質問になると思うんですが、 ども、一人で扱っているよりもいろんな視点から学ばせていた りがとうございました。私も、これを授業で扱ったんですけれ 質問者B:この度は貴重なお話を伺わせていただきました。 澁谷先 あ

ざわざ区別しているところが、 思っておりまして、葬祭とその中の埋葬というタイミングをわ 裁が葬祭と埋葬を区別しているところが一つポイントかなと 断にとどまるのかなと思っております。その理由として、 私は、正直に言って、この最高裁の判決に関しては、 最高裁が今回無罪判決を出した 事例判 最高

> ルで考えていいと思うんですけれども、今回の場合では異なっ 埋葬はそんなに変わるものではないので、葬祭と埋葬はイコー てくるという判断を最高裁はわざわざしたのかなと思っていた れておられたのでしょうか?それとも最高裁でいきなりこうし んですが、この点について弁護団の先生方がどのように主張さ 意義なのかなと思っております。通常の事例でいくと、 葬祭と

た判断が出てきたのでしょうか?

とをおっしゃっておられます。まさにそれは正しいものだと思 もう一回別のところに改葬することを指すのです。特にベトナ ば、火葬後のお骨を、例えば海に撒くとか、埋葬したご遺体を 葬は、埋葬にしても火葬にしても、亡くなられた方をどう扱う はないんですが、実は、憲法学を専攻しておられる神戸大学の ムには改葬文化があるんですけど、そういう二層の問題を分け かという意味での埋葬ないし火葬のことを、第二次葬は、 木下先生による意見書の中に、葬祭には第一次葬と第二次葬と 石黒:ありがとうございます。直接の主張をしたかったわけで た上で、丁寧に検討しなければならないんじゃないかというこ いう二つの段階があると指摘されています。そこでは、第一次

書かれたのかなと思ったりはしてるんですけど。ちょっと、

ば、それは、おそらく、木下先生の意見書を踏まえて、

が第一次葬と第二次葬を合わせた概念だと整理しているのであ います。だから、最高裁が、埋葬と葬祭を分ける、つまり葬祭

n

資

もし議論できるのであれば、議論したいと思ってるんですけど。こを踏まえた上でという私の理解を前提にして、質問者の方と、

質問者B:はい、ありがとうございます。色々お話しさせてい 質問者B:はい、ありがとうございます。 色々お話しさせてい 質問者B:はい、ありがとうございます。 色々お話しさせてい 質問者 B:はい、ありがとうございます。 色々お話しさせてい 質問者 B:はい、ありがとうございます。 色々お話しさせてい 質問者 B:はい、ありがとうございます。 色々お話しさせてい 質問者 B:はい、ありがとうございます。 色々お話しさせてい 質問者 B:はい、ありがとうございました。

と思います。もう一度、報告者の皆さんに盛大な拍手をいただいます。ということで、以上で、本シンポジウムを終わりたいサイト上で見られるそうです。そちらもご覧いただければと思一点、石黒先生たちが一生懸命作られたあの情報集も、ウェブサイトでも読めるようになりますので。もう予定です。ウェブサイトでも読めるようになりますので。もうので、この辺でこのシンポジウムを閉めたいと思いますが、一岡本:ありがとうございました。お時間も過ぎてしまいました

きたいと思います。ありがとうございました。

# 付記

高裁判決をめぐって」と題するシンポジウムの内容をまとめた熊本大学法文学部棟A1教室にて開催された「死体遺棄事件最本稿は、二○二三年一○月一五日土曜日一四時から一七時に、

者も含め一五〇名強の参加を得た。当日は、熊本大学法学部の学生を中心に、学外の刑事法研究

ものである。

うな取組みをなさったのかを、石黒弁護士の後輩にあたる熊本 熊本大学法学部卒業生の石黒弁護士がこの事件についてどのよ 熊本大学法学部の刑事法スタッフが別途検討を加えることは、 り、熊本地裁、福岡高裁と有罪判決が出された死体遺棄事件に 熊本のみならず、日本の刑事弁護の質と量の向上にも資すると 大学法学部生だけでなく、多くの方々に共有してもらうことが ある意味、熊本大学に所属する刑事法研究者としての責務であ たベトナム人技能実習生が被告人とされた刑事事件について、 ついての評釈は、既に数多く公表されているが、熊本で起こっ 策上の論点を検討しようということで企画された。この判決に のスタッフとで死体遺棄事件に係る刑法、 人を務められた石黒大貴弁護士と熊本大学法学部の刑事法専攻 ついて最高裁が出した無罪判決を素材に、この事件の主任弁護 も考えたことも、 ると考えたことが本シンポジウムの出発点であった。さらに、 本シンポジウムは、本稿の冒頭に簡単でも触れられている诵 本シンポジウムの出発に関わっている。 刑事訴訟法、刑事政

れるが、 海教授、そして本シンポジウムで司会を務めて下さった、 陽さんにお世話になった。記して謝意を表したい。 学部四年生の河野結衣さん、 企画者としては望外の喜びである。 罪に関する様々な研究の発展に寄与することができるならば のような形で公表されることによって、 していることが確認できたことは、少なくとも、本シンポジウ て下さった、石黒大貫弁護士を始め、 ムの意義と言うことが許されよう。本シンポジウムの内容がこ る論点をも含めると、大著になるほど、研究すべき課題が山積 一准教授に、改めて心から感謝申し上げる次第である。 棄罪についての研究は近時活発になっているように見受けら 最後になるが、本シンポジウムにおいてシンポジストを務 なお、本シンポジウムの内容の反訳については、 刑法解釈論のみならず、刑事訴訟法や刑事政策にかか 同三年生の前田小羽さん、 澁谷洋平准教授、内藤大 日本における死体遺棄 熊本大学法 坂東聖

岡田行雄

# 【資料1】

死体遺棄事件最高裁判決をめぐって 2023 年 10 月 28 日 @熊本大学法学部

刑法 (実体法) 上の諸問題

澁谷洋平 (熊本大学)

#### I 本報告の対象と課題

(1) 本報告の対象

死体遺棄事件最高裁判決 (最判令和5年3月24日判夕1510号163頁)

- →死体遺棄罪の成立を認めた原判決及び第1審判決を破棄・自判 (無罪)
- (2) 本報告の課題
  - 【1】 死体遺棄罪の解釈論上の諸論点を整理し、
  - 【2】本件における各裁判所の判断を分析することを通じて、
  - 【3】本件最高裁判決の射程(孤立出産等の事実関係に基づく事例判断に留まるのか、一般化可能な内容を含むものなのか)を検討し、
  - 【4】 死体遺棄罪の立法及び運用を踏まえた本条の望ましい解釈論を展望すること

#### Ⅲ 死体遺棄罪の諸論点

(1) 死体遺棄罪

「死体,遺骨,遺髪又は棺に納めてある物を損壊し,遺棄し,又は領得した者は,3年以下の懲役に処する。」(刑法190条)

(2) 保護法益·罪質

「死者に対する社会的習俗としての宗教的感情」ないし「死者に対する一般の敬虔感情」(抽象的危険犯)

- →法益の具体的内容, 内容感情の刑法的保護の当否, 死者の人格権の取扱いなどが問題
- (3) 客体

「死体」の性質と特殊性

(4) 遺棄行為

「習俗上の埋葬等とみられる方法によらないで死体を放棄すること」

- →場所的離隔の要否, 隠匿による遺棄の成否・限界, 不作為による遺棄の位置づけや成立要件などが問題
- (5) 近時の議論状況
  - ①新たな葬送方法――本人の意思に則った自由な葬送の許否
  - ②葬祭義務者による死体遺棄罪の成否と終了時期(不作為犯論,公訴時効の起算点)
  - ③死体による軽度な働きかけと隠匿による死体遺棄罪の成否

#### Ⅲ 各裁判所の判断とその分析

(1) 第1審:熊本地判令和3年7月20日(有罪〔懲役8月執行猶予3年〕)

「えい児2名の死体は段ボール箱に入れた上、自室に置きつづけ」た行為は、「私的に埋葬するための準備であり、正常な埋葬のための準備ではないから、国民の一般的な宗教的感情を害することが明らかである。」

←実行行為が不特定、私的埋葬の準備行為が直ちに遺棄といえるか、不作為による遺棄が成立し得るかなどにつき大いに疑問

- (2) 控訴審:福岡高判令和4年1月19日 (原判決破棄・有罪 [懲役3月執行猶予2年])
  - ①原判決は、「えい児の死体を段ボール箱に入れた上、自室内に置いた行為」(作為)と「それらの死体を1日以上にわたり葬祭を行わずに自室内に置いたままにした行為」(不作為)が遺棄に該当すると判断。
  - ②葬祭義務者が葬祭を行わないという不作為が死体遺棄に該当するのは、「その者が死体 の存在を認識してから同義務を履行すべき相当の期間内に葬祭を行わなかった場合に 限られる」。
  - ③「えい児2名の死体を、段ボール箱に入れて接着テープで封をし、その段ボール箱を別の段ボール箱に入れて接着テープで封をした上、自室内にあった棚の上に置」いた行為は、「葬祭を行う準備、あるいは葬祭の一過程として行ったものではなく……死体を隠匿する行為であって、他者がそれらの死体を発見することが困難な状況を作出するものといえ……他者により適切な時期に埋葬が行われる可能性を著しく減少させたという点において、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害する。」
  - →①実行行為につき分析的思考方法を採用し、②かつ(不真正)不作為犯の成否の重要な指標を提示。
  - ◆③「葬祭準備やその一過程でないこと」が直ちに遺棄に該当するというべきか、葬祭 義務者による葬祭懈怠を検討すべきであって隠匿それ自体は重要でないのではないかなど につきなお疑問
- (3) 上告審:最判令和5年3月24日(破棄自判・無罪)
  - ①「刑法 190 条は、社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰することとしたものと解される。したがって、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たると解するのが相当である。そうすると、他者が死体を発見することが困難な状況を作出する隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある。」
  - ②「被告人は、自室で、出産し、死亡後間もない本件各えい児の死体をタオルで包んで 段ボール箱に入れ、同段ボール箱を棚の上に置くなどしている。このような被告人の 行為は、死体を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作出したものであ るが、それが行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等に照らすと、その態様自 体がいまだ習俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められないから、刑法 190 条にい う『遺棄』に当たらない。」
  - →①本罪の保護法益を「習俗上の埋葬等」との関係で把握し、②遺棄の定義と、事例に 即しつつも③遺棄該当性の判断方法・考慮要素を判示した点に重要な意義

#### IV 結語

(1) 本件最高裁判決の射程

葬祭義務者である被告人の死体隠匿行為につき、習俗上の埋葬等と相いれない処置とは 認められず、遺棄に該当しないとされた事例──外国人技能実習生の孤立出産後の死体隠 匿に限定されない判例

(2) 死体遺棄罪の望ましい解釈論 遺棄該当性における隠匿の意義や不作為による遺棄の成立要件等の理論化、指針として の保護法益論

125 (熊本法学160号 '24)

# 【資料2】



# Table of Contents I 本報告の対象と課題 II 死体遺棄罪の諸論点 III 各裁判所の判断とその分析 IV 結語



# I 本報告の対象と課題

# (1) 本報告の対象

#### 死体遺棄事件最高裁判決

(最判令和5年3月24日判夕1510号163頁)

- 主文 原判決及び第1審判決を破棄する。被告人は無罪。
- ・理由 弁護人石黒大貴ほかの上告趣意のうち、規定違憲をいう点は、原 審で何ら主張、判断を経ていない事項に関する意見の主張であり、高等裁 判所の判例を引用して判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用す るものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反、判例違反をい う点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法 405条の上告理由に当たらない。

しかしながら、所論に鑑み、職権をもって調査すると、原判決及び第1審は、刑訴法411条1号、3号により破棄を免れない。その理由は、以下のとおりである。



**Kumamoto University** 



#### 第1 本件公訴事実及び本件の経過

- 1 本件公訴事実の要旨は、「被告人は、令和2年11月15日頃、熊本県所在の当時の被告人方において、被告人が同日頃に出産したえい児2名の死体を段ボール箱に入れた上、自室の棚上に放置し、もって死体を遺棄した」というものである。
- 2 第1審判決は、公訴事実記載の日時場所で、「被告人がその頃出産したえい児2名の死体を段ボール箱に入れた上、自室に置き続けた」という犯罪事実を認定し、死体遺棄罪〔刑法190条〕の成立を認め、被告人を懲役8月、3年間執行猶予に処した。
- 3 第1審判決に対し、被告人が控訴し、事実誤認、法令適用の誤り等を主張した。原判決は、被告人の行為が……「遺棄」に当たるか否かに関し、死体について一定のこん包行為をした場合、その行為が辨からは死体を関すものに見え得るとしても、習俗上の葬祭を行う準備、あるいは葬祭の一過程として行ったものであれば、その行為は、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害するものではなく、「遺棄」に当たらないとした上で、双子のえい児……の死体を段ボール箱に入れて自室に置いた行為「本件作為」は、本件各えい児の死体を段ボール箱に二重に入れ、接着テーブで封をするなどし、外観上、中に死体が入っていることが推測でき



ない状態でこん包したもので、葬祭を行う準備、あるいは葬祭の一過程と して行ったものではなく、本件各えい児の死体を隠匿する行為であって 他者がそれらの死体を発見することが困難な状況を作出したものといえる から、「遺棄」に当たる旨判示した(なお、原判決は、第1審判決が認定し た被告人の行為のうち、段ボール箱に入った状態の本件各えい児の死体を 自室に置き続けた行為は不作為による「遺棄」に当たらない旨判示し た。)。

#### 第2 本件の事実関係

原判決の認定及び記録によると、本件の事実関係は、次のとおりである。

- 1 被告人は、来日して技能実習生として働き、受入会社が用意した家屋 〔寮〕で生活していたところ、自分が妊娠していることを知ったものの、 そのことを周囲の者に言わず、医師の診察を受けなかった。
- 2 被告人は、令和2年11月15日午前9時頃、寮の被告人の居室〔自室〕 内で、本件各えい児を出産したが、いずれも遅くとも出産後間もなく死亡 した。

被告人は、少し休んだ後、自室において、本件各えい児の死体を、タオ ルで包み、段ボール箱に入れ、その上に別のタオルをかぶせ、更に被告人



**Kumamoto University** 

が付けた本件各えい児の名前、生年月日のほか、おわびやゆっくり休んで くださいという趣旨の言葉を書いた手紙を置いてその段ボール箱に接着 テープで封をし、その段ボール箱を別の段ボール箱に入れ、接着テープで 封をしてワゴン様の棚の上に置いた。

3 被告人は、同月16日、妊娠の可能性を聞いた監理団体の職員等に連 れられて病院で受診し、医師から検査結果を示され、同日午後6時頃、赤 ちゃんの形をしたものを産んで埋めた旨話したため、同月17日、寮の捜索 が行われ、前記2の状態で置かれた段ボール箱の中から本件各えい児の死体 が発見された。

#### 第3 当裁判所の判断

1 刑法190条は、社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることに より、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきこ とを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰することと したものと解される。したがって、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の「遺棄」に当たると解 するのが相当である。そうすると、他者が死体を発見することが困難な状 況を作出する隠匿行為が「遺棄」に当たるか否かを判断するに当たっては、 それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点か



ら検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない 処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある。

2 前記第2の2の事実関係によれば、被告人は、自室で、出産し、死亡後間もない本件各えい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、同段ボール箱を棚の上に置くなどしている。このような被告人の行為は、死体を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作出したものであるが、それが行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等に照らすと、その態様自体がいまだ習俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められないから、刑法190にいう「遺棄」に当たらない。原判決は、「遺棄」についての解釈を誤り、本件作為が「遺棄」に当たるか否かの判断をするに当たり必要な、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものかろかという観点からの検討を欠いたため、重大な事実誤認をしたものというできる。

3 以上のとおり、本件作為について死体遺棄罪の成立を認めた原判決及び第1審判決は、いずれも判決に影響を及ぼすべき法令違反及び重大な事実誤認があり、これを破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。そして、既に検察官による立証は尽くされているので、当審において自判するのが相当であるところ、前記2のとおり、本件作為は刑法190条にいう「遺棄」に当たらないから、被告人に対し無罪の言渡しをすべきである。



**Kumamoto University** 



- (2) 本報告の課題
- 【1】死体遺棄罪の解釈論上の諸論点の整理
- 【2】本件における各裁判所の判断の分析
- 【3】本件最高裁判決の射程の検討
- 【4】死体遺棄罪の立法及び運用を踏まえた望ましい解釈論





#### 死体遺棄罪の諸論点 Π

# (1) 死体遺棄罪

「死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得し た者は、3年以下の懲役に処する。」(刑法190条)

# (2) 保護法益

本罪は「死者に対する社会的習俗としての宗教的感情を保護するもの」 である(大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法(9)第3版』)238頁[岩村修二])。

本罪の保護法益は、「死者に対する一般の敬虔感情」であり、これは 「①死者の生前の意思、②埋葬の権利義務を有する者(達)の意思、社会 の死体取扱いに関する一般的理解(葬礼風俗)の3つがいわば中間項で…… それらに反した死体の取り扱いがなされることで、実質的に害される」(西 田典之ほか編『注釈刑法(2)各論(1)』676頁〔嶋矢貴之〕)。

→ 感情の刑法的保護の当否、死者の人格権の取扱いなどが論点



**Kumamoto University** 



#### (3) 客体

本罪にいう「死体」とは「死亡した人の死体」をいい、「死者の体の一 部」や「脳死体」、「死胎」なども死体に含まれ得る。

→ 死体は腐敗進行を防止するための埋葬慣行が確立している点で他の客体と性質が異なっており、本罪の成否を判断する際、「こうした特質に配 慮することが不可欠」(松尾誠紀「死体遺棄罪における保護法益の実質とその成否判断」北法72巻5号49頁、55頁)。

## (4) 行為

本罪にいう「遺棄」とは「習俗上の埋葬等とみられる方法によらないで 死体等を放棄することをい〔い〕……作為形態と不作為形態とがある」(大 塚ほか編・前掲書245頁)。

→ 人に対する遺棄罪(刑法217条、218条)と同様に場所的離隔を必要 と解するか、隠匿による遺棄の成否と限界、不作為による遺棄の位置づけ や成立要件などが論点





# (5) 近時の議論状況

① 新たな葬送方法の出現

「火葬後の遺骨の散骨」をはじめ、死者又は遺族の意思に則った自由な 葬送が本罪を構成するか否か

② 本罪の成立及び終了時期

葬祭義務者のいかなる行為により本罪が成立し、いつ終了するか (本罪の罪質と公訴時効の起算点(刑訴法253条1項))

③ 死体への軽度な働きかけの法的評価 「死体への軽度な働きかけ」が本罪にいう「隠匿」(作為)による遺棄 を構成するか



Kumamoto University



# Ⅲ 各裁判所の判断とその分析

(1) 第1審判決(熊本地判令和3年7月20日)

被告人は、「えい児2名の死体を8ボール箱に入れた上、1室に置きつづけ、もって死体を遺棄した」。

「刑法190条は、国民の一般的な宗教的感情を、社会秩序として保護する。 したがって、同条の遺棄とは、一般的な宗教的感情を害するような態様で、 死体を隠したり、放置したりすることをいう。」

「被告人は、死産を隠すために、えい児を段ボール箱に二重に入れ、外から分からないようにした。そして、回復したら誰にも伝えずに自分で埋葬しようなどと考え、1日以上にわたり、それを自室に置きつづけた。これの行為は、被告人に埋葬の意思があっても、死産をまわりに隠したまま、私的に埋葬するための準備であり、正常な埋葬のための準備ではないから、国民の一般的な宗教的感情を害することが明らかである。したがって、……〔これらの行為は〕資棄にあたる。|

← 実行行為が不特定、私的埋葬の準備が直ちに遺棄といえるか?





# (2) 控訴審判決(福岡高判令和4年1月19日)

#### ① 実行行為について

原判決は「えい児の死体を段ボール箱に入れた上、自室内に置いた行為」が作為による遺棄に、「それらの死体を1日以上にわたり葬祭を行わずに自室内に置いたままにした行為」が不作為による遺棄にそれぞれ当たる と判断したものと解される。

← 本判決の「分析的思考方法は、原判決のような全体的思考方法に比して、行為者 の問責対象行為と保護法益の危殆化との間の因果関係、不作為の場合の作為義務・作 為可能性、問責対象行為と責任要件との同時存在等の検討・確認の必要性に目を向け させる点において優れている」(松原芳博「死体遺棄罪における作為と不作為」東洋 法学66巻3号191頁、206頁)

## ② 不作為について

「埋葬義務者が死体の存在を認識した後直ちに葬祭を行わなかったとして も、それだけでは死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害する とはいえない。死体の葬祭義務を負う者が葬祭を行わないという不作為が



**Kumamoto University** 

作為による遺棄と構成要件的に同価値のものとなったと評価するには、 「一般による」とは、「他のない」となったことは、これでは、他のない。 切な時期に死体の埋葬を行わなかったという点で上記の法益を害するといえることが前提になると考えられる。したがって、死体の葬祭義務を負う者が葬祭を行わないという不作為が……『遺棄』に該当するのは、その者が死体の存在を認識してから同義務を履行すべき相当の期間内に葬祭を行 わなかった場合に限られる。」

「被告人が本件各えい児の死体の存在を認識してから葬祭義務を履行しな いまま経過した期間は、1日と約9時間にとどまる。通常の葬祭を行う場合 であってもその着手までにその程度の期間を要することもあり得ると考え られるから、その期間の経過をもって葬祭義務を履行すべき相当の期間が 「不作為による死体の『遺棄』に当たらない」。 経過したとはいえ」ず、

←「死体遺棄罪の不真正不作為犯の成立にかかわるきわめて重要な指標を示したも のと評し得る」(福永俊輔「判批」西南学院大学法学論集55巻2号109頁、143頁) よって限界づけるものとして注目に値する」(松原・前掲209頁)





#### ③ 作為について

「えい児2名の死体を、段ボール箱に入れて接着テープで封をし、その段ボール箱を別の段ボール箱に入れて接着テープで封をした上、自室内にあった棚の上に置」いた行為は、「葬祭を行う準備、あるいは葬祭の一過程として行ったものではなく……死体を隠匿する行為であって、他者がそれらの死体を発見することが困難な状況を作出するものといえ、……他者により適切な時期に埋葬が行われる可能性を著しく減少させたという点において、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害する」から、遺棄にあたる。

←「ある行為が『葬祭準備や葬祭の一過程』であることと、『遺棄』に該当することは問題を異にする」ほか、そもそも「死体(遺体)は、出来るだけ人目にさららべっきではな(く)……『死体(遺体)を隠す』ということは、ある意味で宗教風俗といえる」。他者による適時適切な葬祭の履行可能性を「著しく減少させたとはいえない」し、これを理由に「死者に対する追悼・敬虔の感情を書したとはいえまい」(福永・前掲133-139頁)

「被告人は葬祭義務者であるから、『葬祭懈怠としての死体遺棄』の成否という枠組で検討されるべき事案」を「『葬祭妨害としての死体遺棄』の枠組みに乗せて」よいか、本判決の論理には問題がある。本事案の類型は「葬祭簿営という不作為」に法述侵害・処罰根拠があるのであって、「『隠匿』それ自体は重要でない」。「葬祭準備



**Kumamoto University** 



#### (3) 最高裁判決

- ①「刑法190条は、社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰することとしたものと解される。したがって、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たると解するのが相当である。そうすると、他者が死体を発見することが困難な状況を作出する隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある。
- → 本罪の保護法益との関係で遺棄概念を定義し、葬祭妨害としての隠匿の遺棄該当性をどのように検討・判断すべきかを判示



- ②「前記第2の2の事実関係によれば、被告人は、自室で、出産し、死亡後間もない本件各えい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、同段ボール箱を棚の上に置くなどしている。このような被告人の行為は、死体 を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作出したものである が、それが行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等に照らすと、そ の態様自体がいまだ習俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められないか ら、刑法190にいう「遺棄」に当たらない。」
- → 陽匿事案における遺棄該当性の判断における個別の考慮要素(陽匿行為の場所や 方法)を提示しつつ、遺棄該当性を否定

「本判決が示した『遺棄』の定義はこれまでの一般的な理解を超えるものではなく ……従前『遺棄』に該当するとされてきた隠匿行為が広く『遺棄』に当たらなくなる ということにはならない! (匿名解説 判タ1510号163頁)

「死体を自室外に放置したのではなく、自室内に置いていたこと、死体をタオルに 包んで段ボール箱に入れて棚の上に置くなど……乱雑な扱いをしていたわけではない ことが考慮されたのであろう」(十河太郎「判批」法学教室516号114頁)

遺棄該当性において「法益との関係での有害性を積極的に示すべきであり……埋葬 等の過程からの逸脱と、その程度を……検討すべきという趣旨と思われる」(嶋矢貴 之「死体遺棄罪」法学教室514号38頁以下)



**Kumamoto University** 



# IV 結語

## (1) 本件最高裁判決の射程

葬祭義務者である被告人の死体隠匿行為につき、習俗上の埋葬等と相い れない処置とは認められず、遺棄に該当しないとされた事例

←「外国人技能実習生の孤立出産後の死体遺棄」に限定されないもの

#### (2) 死体遺棄罪の望ましい解釈論

- ・遺棄該当性を判断する上で葬祭義務者による「隠匿」が有する意義は 決して大きくないことを再確認すべきである。
- 不作為による遺棄の成立要件(作為義務の発生根拠、作為可能性、義務 履行に必要となる相当の期間など)を明確化すべきである。
- 本罪の成否を判断するにあたり、保護法益の特質に照らしつつその明ら かな危殆化があったかどうかを正面から検討すべきである。



【参考文献】 本スライド中に引用したもののほか、

①石黒大貴(コメント・福永俊輔)「ベトナム人技能実習生 死産児『死体遺棄』事件(孤立死産事例における死体遺棄罪の 適用範囲)」季刊刑事弁護113号109頁

②石黒大貴 (コメント・福永俊輔) 「(続) ベトナム人技能 実習生死産児『死体遺棄』事件(最高裁無罪判決が実務に与え る影響) | 季刊刑事弁蔣115号121頁

③白井美果「判批」研修900号55頁

④松尾誠紀「死体に対する罪をめぐる諸課題」刑事法ジャーナル75号29頁

⑤酒井智之「死体遺棄罪の保護法益と作為による遺棄の意 義」一橋法学21巻3号707頁

⑥萩野貴史「不作為による死体遺棄罪の成立時期」名城法学 72巻3号1頁



\*



# 【資料3】

検察官は訴え(公訴)をどこまで具体化する必要があるか? 刑事訴訟法256条

- 1項 起訴状の提出
- 2項 起訴状の記載事項
  - 1 被告人の氏名、その他特定するための事項
  - 2 公訴事実
  - 3 罪名(ex. 死体遺棄罪、刑法190条)
- 3項 公訴事実(訴因)

訴因は、「・・・できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定」しなければならない。

Kumamoto University

検察官の主張(控訴審判決より)

「本件公訴事実の要旨は、被告人が、令和2年〇〇月〇〇日頃 […]、当時の被告人宅において、同日頃に出産した本件各えい 児の死体を段ボール箱に入れた上、自室内の棚上に放置したと いうものであり、検察官は、原審で、本件の実行行為は本件公 訴事実の一連の行為であり、『放置』における作為義務は、葬祭 の義務である旨釈明するとともに、論告において、被告人が、妊 <u>娠・出産の事実を隠そうという意思の下で、本件各えい児の死</u> 体を段ボール箱にこん包して自室内の棚上に置いて隠匿した上、 その後発覚するまで丸1日以上放置して隠匿状態を継続させた 行為が、作為及び不作為による遺棄に該当する旨陳述していた。 このように、葬祭の義務の存在を前提として不作為による遺棄 への該当を主張していることからすると、検察官は、本件各えい 児の死体を段ボール箱に入れて自室内の棚上に置いた行為が 作為による遺棄に当たるほか、それらの死体の葬祭義務を負う 被告人がそれらの死体を自室にあった棚の上に1日以上放置し た行為が不作為による遺棄に当たる旨主張していたものと解さ れる。」

争点の変化(あるいは追加?)

当初の主張: 放置という不作為による死体遺棄があった

一審の論告: 作為および不作為による死体遺棄があった

控訴審の判断: 作為および不作為による死体遺棄はあったか

(\*ただし、弁護人はそうではなかったと認識)

控訴審判決: 作為による死体遺棄が認められる

Kumamoto University

# 被告人のとった行為

自室で出産し、死亡後間もない嬰児の死体をタオルに包んで 段ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした。

この事実をどのように法的に評価するか?

検察官の主張 被告人は葬祭義務に反して死体を放置した。 →不作為による死体遺棄

控訴審の認定|被告人は、死体を隠匿し、他者が死体を発見す ることが困難な状況を作出した。

→作為による死体遺棄

\*なお、医師への連絡までの33時間は義務を履行す るまでの相当期間が経過したとは言えないので放置 による遺棄は不成立。

分かりにくい公訴事実――訴因不特定のおそれ?

# 公訴事実

自室で出産し、死亡後間もない嬰児の①死体をタオルに包ん で段ボール箱に入れ、②棚の上に置く(置き続ける)などした。

# 弁護人による求釈明

被告人が訴えられている事実は、①と②の行為のいずれか、 または③その両方か?

# 検察官

本件の実行行為は本件公訴事実の一連の行為であり、『放 置』における作為義務は、葬祭の義務である。

- →弁護人の求める訴因の特定は達成されたか?
- →仮に訴因が特定されたものとして、訴因として明示されたのは、①の行為、
- ②の行為、③それら両方のいずれと理解されるか?

Kumamoto University 6

分かりにくい公訴事実――訴因不特定のおそれ?

公訴事実 自室で で段ボー

隠匿

放置

に包ん どした。

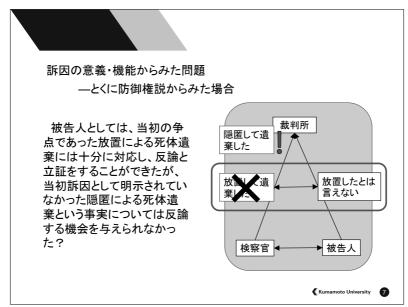
# 弁護人による求釈明

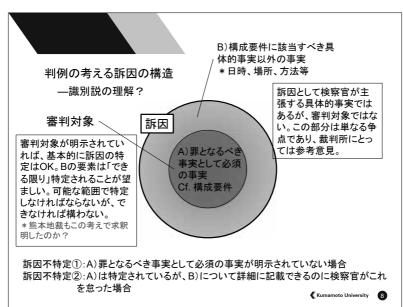
被告人が訴えられている事実は、①と②の行為のいずれか、 または③その両方か?

# 検察官

本件の実行行為は本件公訴事実の一連の行為であり、『放 置』における作為義務は、葬祭の義務である。

- →弁護人の求める訴因の特定は達成されたか?
- →仮に訴因が特定されたものとして、訴因として明示されたのは、①の行為、
- ②の行為、③それら両方のいずれと理解されるか?





問題点①—訴因不特定?



# 検察官の釈明した訴因

本件の実行行為は本件公訴事実の一連の行為であり、『放 置』における作為義務は、葬祭の義務である。

- ・弁護人は行為の個数について質問したが、不明確な回答。
- ・一連の行為→全体として1個の行為として明示?
- ...訴因特定に向けた尽力? 訴因不特定として刑訴法338条4号により公訴棄却すべきだっ たのでは?

Kumamoto University

問題点②—訴因逸脱認定?

①隠匿

②放置

③ 両方

# 検察官の釈明した訴因

本件の実行行為は本件公訴事実の一連の行為であり、『放 置』における作為義務は、葬祭の義務である。

→仮にこの釈明で訴因(審判対象)が特定されているのだとす れば、放置という不作為による死体遺棄が本件訴因として想 定され、死体を箱に入れ棚上に置いた行為のうち、「置いた行 為」が主となる(\*おそらく弁護人としてはこちらの理解)。

\*だとすれば、箱に入れた行為(隠匿)による死体遺棄の認定 は、訴因逸脱認定では?

